

2 国務大臣の主な演説・報告及び質疑の概要

○平成6年2月16日（水）

【細川内閣総理大臣の帰国報告】

私は、2月10日より米国ワシントンを訪れ、11日にクリントン大統領と3回目の日米首脳会談を行い、13日に帰国いたしました。

今回の米国訪問は日米包括経済協定の一つの節目に当たったため、首脳会談の直前まで双方の交渉者間で昼夜を分かたず交渉が重ねられるという緊迫した状況のもとでの訪問となりました。

当初同行を予定しておりました羽田副総理兼外務大臣は、予定を1日繰り上げてワシントンに入られ、ゴア副大統領、クリストファー国務長官、ベンツェン財務長官、カンター通商代表とそれぞれ会談をいたしました。

しかし、包括協定の中のいわゆる優先分野の問題、すなわち政府調達、保険、自動車・自動車部品の三つの分野別の問題では、客観的基準と数値目標との関係をめぐって今回の首脳会談までには両国の立場の一致点は見出されなかったところがございます。

このような状況の中で、私は11日にクリントン大統領との間で昼食も含めて2時間以上にわたり会談を行いました。

この会談では、今日の日米関係の幅と深みを反映して、2国間の経済問題のみならず北朝鮮、中国、ロシアなどの国際情勢やグローバルな協力に至るまで幅広い分野にわたり率直な意見交換をいたしました。一言で申し上げて率直ないい会談であったと思っております。

焦点の日米包括経済協定につきましては、私の方から細川内閣の基本方針として発足当初より規制緩和などの改革を追求しており、数値目標の設定はこのような自分の政権の改革の基本方針と相入れないものであることを意を尽くして主張をしたところがございます。これに対してクリントン大統領も米国の立場を主張されましたが、結局、日米包括経済協定については双方の合意の上でしばらく冷却期間を置くことになったところがございます。

しかしながら、クリントン大統領と私は、日米関係は国際社会全体にとって極めて重要な関係であり、経済面で意見の不一致があろうとも、これまでの日

米友好関係の歴史を踏まえ、極めて良好な状況にある政治・安全保障の分野やグローバルな問題についての日米間の協力関係が損なわれることがあってはならないという認識で一致をいたしました。

さらに、環境や人口、エイズなど、日米が取り組むべき地球規模の課題について両国が協力していくことを確認したことは会談の大きな成果であったと考えております。具体的には、人口、エイズの問題で日米両国は今後7年間にわたり120億ドルの国際協力を実施することとなりました。

北朝鮮の核開発疑惑につきましては、米側より、中長期的に朝鮮半島の非核化を確保していくことが重要であり日本との協力を重視していること、また、来る I A E A の理事会の結果によっては国連安全保障理事会において問題が取り上げられる可能性も排除できないので日本との連絡を緊密に維持していきたいとの話がありました。これに対し私からは、問題が国連安全保障理事会で取り上げられる場合には可能な限りの対応をする旨答えたところでございます。なお今般、北朝鮮が I A E A の要請する査察を受け入れたことは御承知のとおりでございます。

ロシアにつきましては、米側よりエリツィン大統領の民主化、市場経済化に向けての努力及び外交政策を改革していこうとするロシア側の努力を支援していく必要がある旨言及があったのに対し、私からも我が国のロシアに対する支援の努力を紹介いたしました。

最後に、私の方から天皇、皇后両陛下の本年中の米国御訪問について米側の協力を要請したのに対し、大統領からは両陛下の御訪米の成功に向けできる限りの御歓迎をしたいという発言もございました。

また、私から大統領に対し来年の日本への訪問を招待したのに対し、大統領はこれに感謝するとともに再び訪日できることを楽しみにしている旨答えられました。

日米首脳会談の後、私は当地の大学で政策演説を行い、我が国の外交姿勢について米国の若者に直接語りかけてまいりました。

演説では、日本の内からの改革を説明し、この改革が我が国自身の利益にかなうのみならず、日本の国際社会における責任と調和するものであること、また、この内からの改革は日本の対外関係にも反映され、より安定した平和な世

界を築くために日本がよりダイナミックな役割を果たすことにつながるということ、我が国は地域紛争の予防と解決や環境問題、人口問題といった地球規模の問題への取り組みなどの分野で一層の役割を果たしていく決意であること、また、我が国が核武装をすることはあり得ないということ、世界で最も活力のある地域であるアジア・太平洋において日米協力の大きな展望が開けつつあるということ、日米のパートナーシップを支えている人間的なきずなに関心を払いつつ日米関係の強化に取り組む決意であることなどを強調したところでございます。

また私は、限られた時間ではございましたが、ミッチェル上院民主党院内総務、ドール上院共和党院内総務、フォーレイ下院議長といった米国連邦議会の指導者を初め、米国各界の要路と直接話し合う機会を設け、自分の政治姿勢や私が推進している改革を説明するとともに幅広く意見交換をしてきたところでございます。

今回の私の訪米は従来になく厳しい状況の中で行われましたが、包括経済協議をめぐる率直な議論を通じ、日米両国はそれぞれのなすべきことを自覚してみずから進んで最大限の努力を行うが、それにもかかわらずできないことについてはそれを率直に認め合うといったこれまで以上の信頼感に裏打ちされた関係への幕開けを示す一つの時代を画するものになったと思っております。

同時に、このような日米関係をさらに発展させていくためには、我が国がみずからのなすべきことについてより一層の自覚と責任感を持ち、みずから積極的にやるべきことはやっていくとの意思を明確にする必要があると思っております。今後は、日米間の意思疎通をこれまで以上に率直で忌憚のないものにしていくとともに、国際社会における日米パートナーシップの重みを十分踏まえ、我が国が我が国としてとるべき措置を自主的に取り進めていくことが重要と考えております。

私は、この内閣の発足以来、政治、経済、行政面での構造改革の断行を国民から託された歴史的使命ととらえ、その実現のために邁進してまいりました。今後も規制緩和を積極的に推進し、開かれた社会の創造と国民生活の向上のために最大限の努力を行っていく所存でございます。今回の包括経済協議の結果は結果として、我が国としてとるべき措置については積極的に行ってまいりた

いと思っておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

【藤井大蔵大臣の財政演説】

今般、さきに決定されました総合経済対策を受けて平成5年度補正予算（第3号）を提出することとなりました。その御審議をお願いするに当たり、補正予算の大要を御説明申し上げます。

〔最近の経済情勢と総合経済対策〕

まず、最近の経済情勢とさきに決定されました総合経済対策について申し述べます。

我が国経済は、依然として厳しい状況にありますが、好調な住宅建設と公共投資が景気を支える中、在庫調整や資本ストック調整が進展するなど、回復への機運が着実に熟しつつあります。政府としては、こうした回復の芽を大きく膨らませ、我が国経済を平成6年度中のできるだけ早い時期に本格的な回復に移行させ、7年度以降の安定成長を確実なものとするため、去る2月8日、15兆円を上回る史上最大規模の総合経済対策を決定いたしました。

今回の対策におきましては、まず第1に、現下の極めて厳しい財政事情のもとではありますが、5兆8,500億円の所得減税の実施等を行うとともに、公共投資等の拡大、住宅投資の促進など、可能な限り最大限の内需拡大策を講じております。第2に、課題を抱える諸分野に重点的かつきめ細かな対応を行うため、土地の有効利用の促進、中小企業の構造調整等の支援、農業の国際化への対応、雇用の安定の確保、金融・証券市場の活性化等に関する施策を展開しております。第3に、我が国経済の将来的な発展環境を整備していくため、新規事業の拡大等につながる規制緩和の推進や新規産業の創出と発展への支援を図ることといたしております。

以上のように、本対策は、質量ともに充実した文字どおり総合的な経済対策であり、こうした幅広い諸施策を一体として実施しつつ、平成5年度第3次補正予算及び平成6年度予算を通じて可能な限り景気に配慮するよう努めることにより、先行きに対する不透明感を払拭し、我が国経済の本格的な回復に大きく資するものと確信しております。

〔財政改革の推進〕

次に、財政改革の推進について申し上げます。

我が国財政は、巨額の公債残高を抱え、国債費が政策的経費を圧迫するなど構造的にますます厳しさを増しておりますが、これに加え、平成4年度決算において税収が戦後初めて2年連続して減少し、約1兆5,000億円の決算上の不足を生じ、また、その後の税収動向も引き続き極めて厳しいものと見込まれるなどまことに深刻な状況に立ち至っております。

今後急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、引き続き健全な財政運営を確保しつつ、公債残高が累増しないような財政体質をつくり上げていくことが基本的な課題であり、今後とも財政改革を強力に推進してまいり所存であります。

〔補正予算の概要〕

次に、今国会に提出いたしました平成5年度補正予算（第3号）の概要について御説明申し上げます。

さきに御説明いたしました総合経済対策の一環として、一般会計につきましては、歳出面において、一般公共事業関係費の追加として1兆5,000億円、各種の施設費等の追加として4,201億円を計上するとともに、中小企業等特別対策費822億円、国際化対応緊急農業対策費1,438億円、産業投資特別会計へ繰り入れ等191億円、都市開発資金融通特別会計へ繰り入れ291億円を計上しております。このほか、明るい選挙推進委託費18億円を計上しております。

他方、歳入面におきましては、総合経済対策に盛り込まれた公共事業関係費の追加に対応するもの等につき、やむを得ざる措置として建設公債2兆1,820億円を追加発行することといたしております。

これらの結果、平成5年度第3次補正後予算の総額は、歳入歳出とも第2次補正後予算に対して2兆1,852億円増加して、77兆4,375億円となっております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても、所要の補正を行うこととしております。

財政投融资計画につきましては、総合経済対策を実施するため、この補正予

算において、住宅・都市整備公団、公営企業金融公庫等16機関に対し、総額8,449億円の追加を行うこととしております。

以上、平成5年度補正予算（第3号）の概要について御説明いたしました。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

【 質 疑 の 概 要 】

以上の報告・演説に対する質疑は、当日行われた。その概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

鈴木省吾君（自） 及川一夫君（社） 高崎裕子君（共）

〔政治姿勢・内閣改造〕

総理の政治姿勢については、「総理大臣の発言は重く、責任が伴うことは重々承知している。さまざまな意見に耳を傾け、改めるべきことは改めて国民の期待にこたえる政治を目指したい」。また、内閣改造については、「この問題に対する立場は白紙であり、改造を行うという前提には立っていない。第3次補正予算審議、政治改革関連法の修正協議も進行中であり、内閣として一致団結していきたい」旨の答弁があった。

〔日米首脳会談・包括経済協議〕

日米首脳会談に関する総理の自己評価については、「幅広い分野にわたって意見交換を行い、今日の日米関係を反映した実質的な会談であったと認識している」。協議が物別れに終わった理由については、「客観的な基準と数値目標との関係で一致点を見出せなかったことが最大の原因である」。

また、米側の制裁・報復等の動きに対する対応については、「予断を持つことは差し控えるが、米政府に良識ある判断と対応を期待したい」旨の答弁があった。

さらに、包括協議に対する今後の対応については、「包括経済協議は安定的な日米経済関係を築く上で重要な意味を持っている。合意に達することができなかった分野については、冷却期間を置きつつ打開の糸口を見つきたい。また、政府調達手段の改善を含む市場アクセスの改善、規制緩和に向けた措置を自主

的にとっていききたい」旨の答弁があった。

〔景気対策・財政運営〕

景気対策については、「経済対策には可能な限り対処してきている。6年度予算についても5年度第3次補正予算とあわせて景気に配慮するよう努めている」。平成6年度予算提出のおくれについては、「第3次補正の編成や政治改革法案の審議等を総合的に勘案して越年編成になった。総合経済対策を実施するための第3次補正予算、6年度予算を通じ経済の本格的な回復に大きく資するものと確信している」。

また、減税が個人消費拡大等に与える効果については、「今回の定率減税は可処分所得の増加を通じて個人消費に相当の刺激効果を持つと考えている」。減税財源の公債の性格については、「財政法第4条の特例という意味では特例公債であり、湾岸支援の際の臨時特別公債と同じ性格と言い切ることは難しい」。今回の減税を恒久的な措置としなかった理由については、「恒久的な税の負担軽減を含む税制改革については年内にその実現を図る方針であり、今回は当面の緊急避難措置として行うことにした」。

さらに、歳出の合理化・税負担の公平化については、「これまでも歳出の効率化には努めてきている。租税特別措置の整理合理化等には今後とも努力していきたい」。平成6年度の地方財政運営に対する考え方については、「減税に伴う財源補てん措置や必要な地方交付税総額の確保など地方財政運営に支障が生じないように措置していく」旨の答弁があった。

〔住宅・土地対策〕

住宅・土地対策への取り組み姿勢については、「第6期住宅建設5カ年計画に基づいて総合的な政策を行ってきた。住宅金融公庫の貸付戸数確保や税制の充実により住宅政策の推進を図っていききたい。土地については、総合土地政策推進要綱に基づいて総合的な対策を推進していきたい」。また、長期保有地の譲渡益課税軽減と地価税の一時凍結については、「現行の土地税制は、平成3年度税制改革において長期的、安定的な制度として創設された。地価税を軽減しても土地の流動化促進にはならず、一時凍結という見直しを行うことは適当ではないと考えている」旨の答弁があった。

〔中小企業対策〕

中小企業の負債軽減と再建のための抜本策については、「総合経済対策の中でも総額1兆3,000億円を超える規模の中小企業対策を盛り込んでおり、景気回復の観点からも対策にかかわる補正予算の早期成立を願っている」。また、下請対策関係法の厳正な運用、官公需発注比率の改善については、「下請企業へのしわ寄せが起きないように今後とも注意をしていきたい。官公需発注比率については、官公需確保法に基づいて毎年度国等の契約の方針を閣議決定するよう努力している」旨の答弁があった。

〔外交・安全保障〕

北朝鮮の核査察受け入れに対する米大統領との会談内容及び今後の対応については、「今後の事態への対応については日米韓の協力が重要であるとの意見の一致を見た。今後は、I A E Aの査察が実施されるとともに米朝協議が再開され、この問題が一刻も早く解決されることを願っている」。また、対等な日米関係の構築については、「冷戦後の国際社会の平和と繁栄のために建設的な日米関係の発展が不可欠である。対米追随という指摘は当たらないと考えている」旨の答弁があった。

〔国民福祉税〕

国民福祉税構想の白紙撤回及び今後の取り扱いについては、「この草案をめぐる政策決定のあり方についてさまざまな批判をいただいたことには率直におわび申し上げる。税制改革については与党合意に沿って検討を進め、年内に税制改革が実現されるよう努力していきたい」旨の答弁があった。

そのほか、農業再建のための抜本策については、「昨年の冷害等による被災農家・地域に対しては円滑な救済が行われるようできる限りの努力をしてきた。ウルグアイ・ラウンド合意を踏まえた農業政策を推進するため、農業農村対策本部を設置して所要の措置を総合的かつ的確に講じていきたい」。また、新社会資本整備については、「平成5年度第3次補正予算においては、国民生活の質の向上に重点を置いた分野にできる限り配慮する等の施策を推進することとしている」旨の答弁があった。

○平成6年3月4日（金）

【細川内閣総理大臣の施政方針演説】

〔変革に向けた不断の挑戦〕

昨年8月の政権発足以来、私は、「責任ある変革」を旗印に、政治改革、行政改革、経済改革の3つの改革の実現に取り組んでまいりました。

一つの時代が終わり、新たな時代の姿が必ずしも明らかになっていない中であって、将来への展望を明るくものとするためには、みずからの力で新しい道を切り開いていく以外に方法はありません。政治、経済、社会の仕組みを根本的に作りかえるという変革の道を選択し、苦しくてもそれを歩み続けることがこの時代に政権を担当する者の歴史的な使命であります。

政治改革の実現は本政権にとって最優先の課題でありましたが、このたび、政治改革関連法の改正法が成立を見たことは新しい責任ある政治の実現に向けて大きな一歩を踏み出すものであります。まずは法の施行準備に万全を期すこととし、両議院の同意を得て、早期に衆議院議員選挙区画定審議会の委員を任命し、審議会の勧告があり次第、速やかにいわゆる区割り法案を国会に提出いたしたいと存じます。

もとより、政治腐敗を根絶し、政治への信頼を回復するためには、政治家一人一人の倫理観の確立がすべての基本であることは論をまちません。いわゆるゼネコン疑惑に見られるように、依然として政治と金にまつわる構造的な問題が取りざたされていることはまことに残念なことであります。今後ともより実効ある腐敗防止策を初め、制度の改善に向けた努力を怠ってはならないと考えております。

政治改革は、「責任ある変革」を実行するための土台であり、我々はやっと政治が主体的に取り組まなければならない本当の意味での変革の出発点に到達したにすぎません。21世紀まで余すところわずかな期間しかないことを考えれば、国際社会から信頼される「質の高い実のある社会」を目指して、着実に歩みを進めていかなければならないと思います。

新たな発展の基礎を築くためには、まずは時代の要請に合わなくなった制度や慣行を打破していくことが必要であります。政治改革が一つの節目を迎えた今、国際社会における責任を果たすためにも、これから経済改革と行政改革に

本腰を入れて取り組んでいかなければなりません。

私は、改革政権としての本旨を忘れることなく、新たな変革に挑戦してまいりたいと思います。

〔不況からの脱出と経済改革の推進〕

——景気回復に向けた切れ目のない財政出動の実現——

何といたっても、今、国民の皆様方が切実に願っておられるのは深刻な不況からの脱出であります。一部には明るい兆しが見られるものの、全体として見れば依然として先行きに対する不透明感、閉塞感がぬぐい切れず、我が国経済は予断を許さない状況にあります。特に雇用が厳しい情勢にあることは重く受けとめなければなりません。

こうした状況を克服するためには、時期を失することなく可能な限りの有効な施策を集中的に展開していくことが肝要であります。先般、大型の所得税・住民税減税や、第3次補正予算による追加措置を含む15兆円を超える史上最大規模の総合経済対策を策定いたしました。これを平成6年度予算につなげることによって切れ目のない財政出動を実現し、できるだけ早い時期に景気を本格的な回復軌道に乗せなければならぬと思います。

平成6年度予算では、景気に可能な限り配慮して公共事業関係費や地方単独事業の伸びを確保するとともに、住宅、上下水道、公園、環境関連施設の整備など国民生活の質の向上に資する分野に思い切って重点投資を行うなど、本格的な高齢化社会の到来を見据え、社会資本の整備等を着実に推進することといたしております。また、苦境にある農家や中小企業の皆様方を支援するための対策や雇用の安定を確保するための対策には最大限の配慮を尽くしております。

現下の経済の緊急状態にかんがみ、一日も早い来年度予算の成立を切に要望する次第であります。

——より自由で活力に満ちた民間活動のために——

今回の不況は、景気循環要因やバブル崩壊の影響に加え、これまで合理性を有してきた経済の仕組みが有効に機能しなくなっているという構造的な要因も大きく作用しているものと考えられます。これを解決し、長期的な発展を確実なものとするためには、日本経済の主役たる民間活力のダイナミックな展開が

不可欠であります。私は、民間企業の方々が進んで困難に挑戦し、必ずやこれを克服されんことを確信いたします。こうした努力を勇気づけ後押しするためにも、中長期的な展望を明らかにしつつ、事業の再編や新規産業の創出、発展につながるような経済改革を確実に推し進めていかなければなりません。

中でも規制緩和については、経済的規制は原則自由・例外規制とし、社会的規制についても不断に見直しを行うという姿勢でこれに取り組み、ビジネスチャンスの拡大と消費者選択の多様化、内外価格差の縮小による購買力の向上などを図ってまいります。特に、土地の有効・適正利用や住宅建設の促進につながる分野や、情報通信など新規産業の創出を刺激する分野、流通、エネルギーなど内外価格差の縮小につながる分野、輸入促進関連の分野などに重点を置いて、思い切った措置を講じてまいります。さらに、内外価格差の原因となり、新規産業の創出や対日アクセスを阻害している競争制限的な行為の排除など独占禁止法の厳正な運用に努めてまいります。

〔行政改革への本格的な取り組みと財政改革の推進〕

——議論から実施段階にきた行政改革——

我が国の経済社会の構造を新たな時代にふさわしいものに改革していくに当たり、行政改革は避けて通れない緊急の課題であります。戦後から今日に至る発展に我が国の行政組織、制度が有効に機能してきたことは大方の意見が一致するところであります。経済社会環境の著しい変化によって国民の行政に対するニーズが大きく変化しているにもかかわらず、行政は必ずしもこれに十分に対応できる態勢とはなっておりません。政治や経済が大きく変わる中であって、ひとり行政だけが旧態依然としていられるはずがありません。

公正で透明な、そして何よりも国民の利益を第1とする行政の確立を目指して、今こそ行政のあり方に思い切ってメスを入れなければならないと思っております。私は、規制緩和といった官民の接点を初めとして、聖域を設けることなく、時代にそぐわなくなった制度や仕組みを洗い直し、幅広く官民の役割分担、中央と地方の関係、縦割り行政の弊害是正などについて改革を進めるとともに、行政情報の公開にも取り組んでまいりたいと思っております。

これまで臨調や行革審などの場において膨大な議論が積み上げられてまいりましたが、行政改革の実効が十分に上がっていないとの批判があることも事実

であります。今国会に行政改革委員会の設置法案を提出することとしておりますが、この際、いかに行政改革を実効あらしめるかが問われていることを肝に銘じ、目に見えるような形で行政改革を進めていくべく決意を新たにいたしているところでございます。

——国民合意のもとでの財政・税制改革の実現——

このたび、過去最大の所得税・住民税減税の実施を決定したことは、現下の経済状況から見て不可欠の、そして適切な措置であったと考えておりますが、平成6年度末の公債残高が200兆円を超え、地方財政の負債も含め、まことに深刻な状況にある財政事情に無責任でいることは許されません。財政事情のさらなる悪化を放置し、後世代に大きな負担を残してはならないことをぜひとも国民の皆様方にも御理解をいただかなければなりません。

本格的な高齢化社会においても、経済社会の活力を損なうことなく、時代の要請に的確に対応していくためには、財政改革を推進し、引き続き健全な財政運営を確保しなければならず、公債残高が累増しないような財政体質をつくっていくため一層の努力を払っていく必要があります。また、地方財政についても、その円滑な運営を図っていかねばなりません。このため、行政改革とあわせて歳出の徹底した合理化、重点化を進めることといたしております。

また、税制については、活力ある豊かな福祉社会の実現を目指し、所得・消費・資産等バランスのとれた税体系をつくるため、国民負担と税制のあり方、減税とその財源、税負担の適正公平の確保などといった幅広い諸問題について議論を深め、速やかに合意を得て、年内の国会において関係法律の成立が図られるよう努力を傾けてまいります。

〔質の高い実のある社会を目指して〕

「質の高い実のある社会」を実現するために、私は、第1に創造性にあふれた個性豊かな社会の構築、第2に豊かで質の高い生活基盤の構築、第3に高齢化が活力に結びつく社会の構築の三つの具体的な提案を行いたいと思います。

——創造性にあふれた個性豊かな社会の構築——

これからの世の中を展望いたしますと、多様な個性が豊かに伸びていくことにより新しい文化や経済活動が生まれ、新たな活力の源泉になるのだろうと思

います。これは同時に、国際社会の責任ある一員として行動し、貢献していく上でも重要な基礎を築くものでもあります。今、私たちは、新たな発展を目指して、科学技術、教育、情報通信といった分野でのさらなる前進が求められております。

科学技術は経済社会の発展の原動力であり、未来の夢を与えるものであります。科学者や技術者が生き生きと創造的な活動ができる環境を整えていくことは将来へのかけがえのない投資であります。よく我が国は基礎的、先端的な研究に立ちおくらせていると言われますが、私は、宇宙、生命、環境、エネルギーなど21世紀をにらんだ研究分野において、国際的協力も視野に入れつつ我が国として先導的な役割を果たしていくべきであると考えます。このため、研究施設や研究情報基盤の整備に加えて、創造性にあふれた人材の育成や人材・情報交流の円滑化などにも配慮しながら研究開発体制の整備を促進してまいります。

また私は、日本が世界に誇る豊かな個性ある文化を、個人から、地域から、また国レベルで発信し、相互の交流を通じて新たな文化創造を目指す「文化を発信できる社会」をつくり上げたいと思います。若手芸術家の育成や地域の特色ある文化活動の推進など文化、芸術、スポーツの振興に取り組んでまいります。さらに、諸外国との対話を通じて、お互いの多様性を理解し合える環境を築くために、留学生受け入れ10万人計画の推進や語学教育の一層の充実、開発援助に携わる人材の養成などの人づくりと国際的な文化交流を重点的に進めてまいります。

教育を通じて個性豊かな人間性を育てることは、創造的で文化の薫り高い国をつくっていくための基本であります。教育に関して、画一的であるとか主体性が育たないとかさまざまな意見がありますが、私は、幅広く初等中等教育から大学教育まで、より魅力的な開かれた教育を目指して教育改革を進めてまいりたいと考えております。

次代を切り開く創造性あふれる経済活動が期待されるものとして、情報通信分野があります。技術の急速な進歩によって、事、情報に関しては空間、時間の制約がなくなり、これまでの生活や経済活動を一変させるような社会が21世紀初頭にも実現できそうなどころまで来ております。しかしながら、残念なことに我が国の情報化は期待どおりには進展していないのが現実であります。私

は、目指すべき情報化社会に向けて、長期的な視点に立った新しいビジョンを早急に策定し、公共分野において情報化に積極的に取り組むほか、情報通信ネットワークの整備の促進、通信と放送の融合化、情報教育の推進など総合的な施策を展開してまいる考えであります。

なお、こうした情報通信分野を含めた新規産業の創出を支援するため、中小企業の新分野進出の支援や柔軟な構造を持った労働市場の形成、金融・証券市場の活性化、大胆な構造転換の促進なども着実に推進してまいります。

——地方分権の推進等による豊かで質の高い生活基盤の構築——

日本は世界第2位の経済大国にまでなりましたが、生活の真の豊かさを実感できずにいるというのが国民の皆様方の正直な気持ちではないかと思えます。地方では、大都市と比べ働き場所が少ないとか、文化や教育へのアクセスなどの利便性が十分でないといった問題がある一方、都市部では、住宅問題や通勤地獄などに代表されるように生活にゆとりがないと感じている方も多いと思えます。こうした問題の原因として、東京圏への諸機能の一極集中や生活関連の社会資本の不足の問題などがあり、早急に効果的な対策の実施に取り組んでいかなければなりません。

私は、何よりも、それぞれの地域が主体的に創意工夫しながら魅力ある地域づくりを進め、それが国土の均衡ある発展につながるような基盤を整備していくことが必要であると考えます。そのためには、まず住民に身近な問題は身近な自治体が担っていくことを基本として、地方税財源の充実を含め、地方分権を強力に推し進めていかなければなりません。法律の制定も視野に入れながら、基本理念や取り組むべき課題と手順を明らかにした大綱方針を年内を目途に策定したいと考えております。

さらに、多極分散型国土の形成に向けて、都市・産業機能の地方分散を促進するとともに、拠点都市を道路、鉄道、航空で結ぶ効率的な高速交通ネットワークの形成や過疎・山村地域の振興などを進めてまいります。また、国土保全対策や災害対策全般の一層の充実に努めるほか、北海道の総合開発と沖縄の振興開発にも引き続き積極的に取り組んでまいる考えであります。

地域を問わず国民の一人一人が豊かさを肌で実感できるようにするためには、生活の利便の向上に直結するような生活関連資本をより一層充実したものにし

ていかなければなりません。このため、例えば、もっと快適で余裕を持った広さの住宅に住めるよう住宅産業の思い切った構造改革や住宅輸入の促進などを通じて住宅コストの引き下げを図るとともに、計画的に土地の高度利用を進めてまいります。また、道路、公園、上下水道、廃棄物処理施設などの整備や通勤混雑の緩和のための都市鉄道の輸送力増強などの社会資本整備を着実に推進していくことが必要であります。

環境とエネルギーの問題は、今に生きる我々の問題であると同時に、将来の世代や地球全体のことも視野に入れて取り組まなければならない重要な課題であります。かけがえのない美しい自然を初め、恵み豊かな環境を我々の子供たちに引き継ぐことができるよう早急に環境基本計画を策定し、総合的な対策を実施したいと思います。また、省エネルギーの推進や代替エネルギーの開発導入の加速化とあわせて、安全性の確保を前提に原子力の平和利用を進めてまいります。

安全で安心な生活は日本が世界に誇るべき財産ともいうべきものであり、これを守っていくことは政府の重要な役割であります。暴力団犯罪の悪質・巧妙化、薬物・けん銃事犯の多発化に加え、犯罪が広域化、国際化するなど最近の治安情勢には極めて厳しいものがある一方、交通死亡事故も高水準で推移しております。私は、法秩序の維持や安全の確保に遺漏なきよう取り組んでまいり所存であります。

また、消費者重視の視点のもとに製品の安全性に関する消費者利益の増進を図るために、製造物責任制度の導入を初めとする総合的な消費者被害防止・救済対策の確立に向けた関係法律案を今国会に提出することといたしております。

——高齢化が活力に結びつく社会の構築——

日本が世界一の長寿国になり、世界でもいまだ経験したことのない本格的な高齢・少子社会を迎えることについて、国民の皆様方が不安を抱くとすればそれは政治の責任であります。21世紀を活力のある明るい福祉社会としていくために、年金、医療、福祉などの各分野のバランスのとれた総合的な高齢社会福祉ビジョンを早急に策定し、福祉社会の将来像と国民の負担のあり方についての国民的なコンセンサスを形成していくことが重要であります。

まず私は、21世紀初頭までに、本人が希望すれば少なくとも65歳までは働く

ことのできる社会の仕組みをつくり上げたいと思います。高齢者の雇用継続を援助するための給付を雇用保険制度に創設するほか、高齢者の再就職や能力開発を積極的に支援してまいります。また、国民の老後生活を支える柱である公的年金制度については、こうした高齢者雇用の促進と連携のとれた仕組みとするとともに、その長期的安定を図ることにより本格的な高齢化社会にふさわしいものへと改革してまいります。

次に、高齢期にも健康で安心できる社会を築くために、財源の確保に配慮しつつ、高齢者保健福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールドプランを抜本的に見直し、ホームヘルパーなど介護サービスの充実を図ってまいります。また、医療保険制度や老人保健制度については、付添看護に伴う患者負担の解消や保険給付の範囲、内容の見直しなどを行い、医療サービスの質の向上や患者ニーズの多様化に適切に対応できるようにしてまいりたいと思います。

また、障害者対策に関する新長期計画に基づいて、障害者に優しい町づくりの推進など積極的に障害者対策を進めてまいります。

豊かな人生を送るために何より大切なものは健康であり、がんを初めとする成人病や難病に対する総合的な対策を図ってまいります。特に、がん克服を目指し、新たに、がん克服新10カ年戦略を策定するとともに、エイズ対策については、拠点病院の整備や治療薬等の研究開発など医療体制の充実に努めるとともに、本年我が国で開催される国際エイズ会議の支援など世界のエイズ対策への貢献に努めてまいります。

出生率の低下や女性の社会進出など、子供や家庭を取り巻く環境は近年大きく変化してきております。今年はちょうど国際家族年でもありますが、これを契機として、保育対策の充実や児童環境基金の創設など安心して子供を産み育てる環境づくりに取り組んでまいります。さらに、仕事と家庭が両立できるように雇用保険における育児休業給付制度の創設や介護休業の法制化の検討を含めた介護休業制度の充実を図るとともに、パートタイム労働対策なども進めてまいりたいと思います。

また、女性が政治、経済、社会のあらゆる分野に男性と平等に参画する男女共同参画型社会の形成に向けて総合的な施策の推進とそのための体制整備に取り組んでまいります。

〔国際的に開かれた経済社会の実現と多角的な海外貢献の推進〕

——国際社会と調和のとれた経済社会の実現——

昨年12月、7年以上にわたったウルグアイ・ラウンド交渉がついに妥結したことは、世界経済の未来に明るい希望の灯をともしものであるとあります。交渉の妥結に当たり、米は関税化の特例措置が認められる一方、米以外の農産物については関税化するという内容の農業合意案を受け入れることとなりましたが、自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点からぎりぎりの検討を行い、私はまさに断腸の思いでこれを決断いたしました。

農林水産業は、国民生活に欠かせない食糧の安定供給を初め、伝統と地域文化に裏づけられたゆとりある生活空間の提供といった多面的な機能を保有しております。特に、米については、水をたたえた水田と豊かに実った稲穂はこの日本列島の象徴であり、国土や自然環境の保全のためにもかけがえのない役割を果たしてまいりました。

私は、このようなときであるからこそ、農業に携わる人々の不安感を払拭し、安心して営農にいそしむことができるよう政府として万全を期していかなければならないと考えております。昨年末に設置された緊急農業農村対策本部の陣頭に立って、農業再生のビジョンづくりと国内対策に全力で取り組んでまいり決意であります。

また、林業、水産業につきましても、森林の整備、保全の推進、生命の源である豊かな海の恵みを生かした水産業の振興などに努めてまいります。

今、我が国は大幅な経常収支黒字を抱えており、依然として閉鎖的な市場であるとの声が根強く存在いたしております。このような批判の中には誤解に基づくものもありますが、これをむしろ日本に対する積極的な期待ととらえ、改善すべきは日本自身のために積極的に改善していかなければなりません。

現在進めている経済改革や行政改革は、こうした国際社会の期待にこたえるゆえんでもあります。内需主導型の経済運営とあわせて、規制緩和などによる対日アクセスの改善や内外価格差の是正、政府調達手続における透明性の確保、OTC機能の活用、輸入インフラの整備などを推進し、国際的な貿易ルールのもとに、外に向かって開かれた経済社会を実現していかなければならないと思っております。

先般行われたクリントン大統領との会談で、日米包括経済協議におけるいわゆる目標値の設定をめぐる意見の一致を見なかったことはまことに残念なことでありました。今や、自由貿易原則を堅持しつつ、国際社会との調和のために我が国が果たすべき責任は従来にも増して重くなったと私は受けとめており、中期的な経常収支黒字の十分意味のある縮小に向けて効果的な手段を講じていかなければならないと考えております。

——国際協調のもとに進める多角的な海外支援の実施——

世界の平和と安定の実現への道のりは決して平たんなものではありませんが、世界は今、共通の目標を目指してその英知と努力を結集しており、その道筋が少しずつ浮かび上がってきております。カンボジア和平の実現や中東和平交渉の進展は、まさに国際社会の協調による問題解決の可能性を象徴するものであります。

言うまでもなく、国連は国際社会を挙げての努力を結集するかなめとなるものであり、新たな時代の要請にこたえることができるようその機能を強化していくことが重要であります。本年は、安保理改革が国際的に議論される年となりますが、我が国としてもこの議論に積極的に参画しつつ、国際社会の期待にこたえ得る形で責任を果たしてまいりたいと思います。

今後、経済的な支援はもちろんのこと、人的協力や知的協力など我が国が有する資産を十二分に活用し、また、それをうまく組み合わせることにより平和憲法を有する我が国ならではの多角的な国際貢献を展開し、多様性が尊重される、より平和で繁栄した世界の実現に取り組んでまいりたいと思います。

日本が一層の役割を果たすべき分野の一つに地域紛争の予防と解決への協力があります。私は、地域紛争を解決し安定をもたらすためには、和平のための外交努力、国連の平和維持活動、人道支援、暴力により引き裂かれた国の開発復興援助といった包括的アプローチをとることが有効であると考えております。カンボジア紛争を成功裏に終結させた過程は、このアプローチのよい例であると思います。我が国は現在、モザンビークの国連平和維持活動に参加しておりますが、今月中にエルサルバドルに選挙監視要員を派遣するほか、中東和平進展のかぎとなるパレスチナ人の民生安定のための支援実施や旧ユーゴにおける紛争被災地域に対する人道援助の拡充など、今後とも平和に向けた国際社会の

努力を支援してまいります。

冷戦の終結は、軍備管理、軍縮に向けての好機をつくり出しました。私は、今後とも非核3原則を堅持するとともに、核兵器を含む大量破壊兵器やミサイルの拡散防止に積極的に取り組んでいくつもりであります。核兵器開発問題をめぐり、IAEAによる北朝鮮の申告済み原子力施設に対する査察実施が行われることとなりましたが、さらに北朝鮮の前向きな措置を引き出すことが重要であります。今後とも事態の推移があれば的確に対応していかねばならないと考えておりますが、我が国としては、引き続き韓国、米国を初めとする関係諸国と緊密に連携しつつ、この問題の平和裏な解決に努力してまいります。また、旧ソ連の核兵器廃棄への協力、通常兵器移転に関する国連軍備登録制度の効果的な実施などにも取り組んでまいります。

世界の平和と繁栄を図る上で、政府開発援助は重要な役割を果たします。日本は今や世界最大のODA供与国となっておりますが、政府開発援助大綱に照らし、被援助国の民主化や人権及び自由の保障、市場経済化、軍事支出の抑制の努力を支援することも念頭に置いて、これを有効に活用してまいります。

また、環境、人口、エイズ、麻薬、難民問題など地球的規模の問題についても、政府開発援助などを通じて積極的に貢献するとともに、国連の場を中心とする国際的取り組みのかじ取りを率先してまいりたいと思います。

——関係国とのより緊密で発展的な関係の構築——

過去半世紀にわたって、日米両国は強固で積極的な関係を維持してまいりました。今、両国の間には深刻な貿易・経済問題が横たわっておりますが、冷静に相互信頼の精神で協力してその解決に取り組んでいかねばならない問題であります。クリントン大統領とも、このために日米関係がゆがめられるようなことがあってはならないということを確認し合いました。今や日米関係は、それぞれの立場や見解を尊重しながらも協調の道を探るという新たな段階に至りつつあります。現在日米両国で進行中の改革努力は、こうした日米関係をより強化するものであります。引き続き日米両国が政治・安全保障、経済、地球的規模の協力の各分野について緊密な関係を維持し、日米パートナーシップをより安定したものにしていけることは、両国間のみならず、世界の平和と発展のためにも不可欠であります。

特に、冷戦終了後の世界にあって、依然として不安定要因を抱えるアジア・太平洋の安全と安定にとって、日米安全保障体制は一層重要性を増してきております。我が国は、みずから適切な規模の防衛力を保有するとともに、この日米安全保障体制を堅持することを引き続き防衛政策の基本としてまいります。防衛力整備の指針である防衛計画の大綱が策定されて約20年の歳月が経過いたしました。私は、この間の国際情勢の劇的な変化や科学技術の目覚ましい進歩などを踏まえながら、改めて大綱の基本的な考え方について整理してみることが必要であると考えております。国民各層の御意見も聞きながら、できるだけ早くあるべき方向を見定めてまいりたいと思います。

来年は、第2次世界大戦終戦50周年に当たります。かつて戦場であったアジア・太平洋は、今や世界で最も希望に満ちた地域に発展いたしました。この地域の首脳が一堂に会した昨年11月のAPEC非公式首脳会議は、地域協力の新しい歴史を開く出来事でありました。その際私は、他の首脳との率直な意見交換を通じて、地域としての一体感が徐々に、しかし確実に醸成されつつあることを実感いたしました。この地域全体にわたる政治及び安全保障対話も本格化しつつあり、今年から中国、ロシアなども参加してASEAN地域フォーラムが開催される予定であります。この機運を逃すことなく、この地域における安定した開かれた協力関係の構築を目指してまいりたいと思います。

日中関係は、国交正常化20周年、平和友好条約締結15周年を経て大きく発展しております。私は、今月後半に訪中し、中国側指導者と率直な意見交換を行うこととしておりますが、両国間の協力関係が国際社会に一層貢献するものとなるよう努力してまいる考えであります。

韓国との間では、昨年の中韓首脳会談で私が金泳三大統領との間で確認したように、人的・文化的交流をさらに拡大し、未来に向けた自然な形での関係発展のために努力してまいります。また、北朝鮮との国交正常化の問題については、今後とも核兵器開発問題等における動向を慎重に見守っていくことが必要であると考えております。

ロシアとの関係については、エリツィン大統領の訪日により今後の日ロ関係進展の新たな基礎がつけられました。昨年12月の新議会選挙及び本年1月の内閣改造後、ロシア情勢は不透明さを増しておりますが、我が国としては、大統

領訪日の際署名された東京宣言に従い領土問題を解決し、日ロ関係を完全に正常化するため最善の努力を払うとともに、改革に対し適切な支援を行ってまいり所存であります。

欧州では、昨年11月に欧州連合が発足しました。これまでのECよりもさらに統合の度合いが強固なものとなり、この動きは北欧や中・東欧へも拡大しつつあります。このように一体性を強める欧州が国際社会において発言力を強め、ますます重要な役割を担っていくことは間違いありません。私は、我が国と価値観を共有する友人たる欧州との対話、政策協調をさらに広げ、深めてまいりたいと思います。

〔結 び〕

新たな日本に生まれ変わらなければならないという国民の皆様方の熱い思いが結実して、この連立政権が発足し、約半年が過ぎました。この短い期間の中でも幾つかの大きな課題に直面しましたが、これまでだれも踏み入れたことのない道を進むことを選んだ者にとって、これは当然の試練であります。私たちにとって国民の皆様方の声だけが唯一の道しるべであり、これにこたえながら大きな歴史的な変革を実現してまいりたいと思います。

ここに重ねて皆様の御理解と御協力を心よりお願いを申し上げます。

【羽田外務大臣の外交演説】

第129回国会が開かれるに当たり、我が国の外交の基本方針につきまして所信を申し上げさせていただきます。

〔国際情勢認識〕

東西冷戦という単純な座標軸が消滅した今日、世界は平和と繁栄の新しい枠組みを模索しています。しかし、その道のりは長く、平たんではありません。現在の国際社会は変革期の不透明さと不確実さに満ちており、多くの課題を抱えています。世界経済は、先進国では北米等で景気回復の足取りが力強くなっていますが、多くの国が景気の低迷と深刻な失業問題に悩んでいます。

地域紛争については、カンボジアでは永続的平和と復興の第一歩がしるされ

る一方で、旧ユーゴスラビアやソマリアの紛争は、国際社会の懸命の努力にもかかわらず解決の兆しが見えません。また、北朝鮮の核兵器開発疑惑や旧ソ連の解体等による大量破壊兵器の拡散の危険は世界の安寧をも脅かしております。

さらに、開発途上国の貧困や地球環境、人口、難民といった地球規模の問題は、むしろ深刻さを増しておると申し上げます。

〔日本外交の目標について〕

このように、国際社会は、多難かつ目まぐるしい変革の波の中で海図なき航海を続けています。しかし、私は、その前途には航海の導（しるべ）となる灯（あかり）がとまり、我々が進むべき航路（みち）を照らし始めていると考えております。その灯（あかり）とは国際社会が協調と協力によって目指すべき目標であり、より平和で繁栄した、より人間的な世界の実現であります。この目標に向かって、平和の中で今日の繁栄を築いてきた我が国に対する国際社会の期待はますます高くなっています。我が国は、この期待にこたえるべく、みずから世界の平和と安定の枠組みのづくり手、そして担い手となっていくべきであります。そのためにも日本外交には一層積極的で創造性豊かな役割が求められていると申せます。

〔主要政策課題〕

次に、ただいま述べた基本的理念のもとで我が国として取り組むべき主要な政策課題について述べたいと思います。

—— 繁栄の確保 ——

景気の低迷や失業は保護主義的な動きを強め、経済摩擦を激化しがちであります。これを防ぎ、豊かで繁栄した世界を実現するためには各国の一層の政策協調が必要です。世界のGNPの約6分の1を占める我が国が大きな役割を果たす責務があることは改めて申し上げるまでもありません。

ウルグアイ・ラウンドが7年を超える困難な交渉を経て、昨年12月に成功裏に妥結したことは、自由貿易主義、開放的多国間主義、そして国際協調の勝利であります。我が国もさまざまな困難のもとでぎりぎりの交渉を行い、米に関する我が国の立場を最大限主張してまいりました。包括的関税化の特例措置の設定等を内容とする農業合意案の受け入れは、ウルグアイ・ラウンド交渉成功

のために応分の貢献を果たすことが我が国の国際的責務であるとの視点から、まさに断腸の思いで行ったものであります。最終文書署名のための閣僚会合は4月にモロッコで開催される予定であります。関連合意文書の締結に関し鋭意準備を進めますので、速やかに国会の御承認が得られるよう御協力をお願い申し上げます。今後ともウルグアイ・ラウンドの成果を着実に実施し、我が国のみならず世界経済全体の繁栄の基盤である多角的自由貿易体制の維持強化に努めてまいります。

翻って、我が国の経済状況は予断を許さず、依然大きな経常黒字を抱えております。こうした状況を念頭に、政府は先月、所得税減税を含む景気浮揚のための内需拡大や経済活力喚起のための規制緩和推進等を柱として、史上最大規模の15兆2,500億円に上る総合経済対策を発表しました。この対策の着実な実施を通じ内需主導型の持続的成長を確保し構造改革を進めていくことは、調和ある対外経済関係の形成及び世界経済の安定的発展にも資するものであると信じます。特に、規制緩和に関しては、我が国国民生活の質的向上に直接つながるものであることから、今後一層の努力を傾注していく必要があるかと考えます。

——平和の確保——

私は、外務大臣就任以来、世界中で平和の願望が高まっていることを痛感しております。このような平和への願望にこたえるべく、我が国としてもできる限りの努力を積極的に行ってまいります。

今日、北朝鮮の核兵器開発疑惑は、北東アジアの平和と安全の確保に対する脅威であり、核不拡散の努力に対する大きな挑戦であります。今般、国際原子力機関による北朝鮮の申告済みの施設に対する査察が行われることになりました。そのため、当面は米朝間の話し合いの進展がかぎとなりますが、我が国としては米国、韓国、中国などの関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し核兵器不拡散条約脱退の完全な撤回、国際原子力機関との保障措置協定の完全な履行及び南北非核化共同宣言の実施を通じて疑惑を払拭するよう粘り強く働きかけてまいります。

我が国は、大量破壊兵器の拡散を防止するための国際的枠組みや体制の整備強化を図るとの観点から、核兵器不拡散条約の無期限延長を支持し、核兵器国

による一層の核軍縮促進を目指し、全面核実験禁止条約に関する交渉に積極的に参加しております。さらに、我が国は引き続き旧ソ連の核兵器廃棄のための協力を行ってまいります。なお、昨年署名した化学兵器禁止条約についても、できるだけ早期に締結できるよう努めてまいります。加えて、ウクライナの非核化に向けての働きかけも強化していく考えであります。

また、最近の大量破壊兵器や通常兵器の拡散の懸念に対処すべく国際的な輸出管理体制を見直し強化する必要があり、我が国もこの検討に積極的に参加しています。

なお、このような我が国の努力にもかかわらず、最近一部の外国報道等におきましては我が国の非核政策に対し根拠のない疑問が投げかけられております。我が国は、唯一の被爆国として非核3原則を堅持するとともに、我が国の原子力利用は平和目的に限定しており、核兵器開発を行うことはあり得ないことをこの場で改めて強調したいと考えます。

旧ユーゴスラビアやソマリアの地域紛争は民族的、部族的、宗教的対立に根差しており、その解決は容易ではありませんが、国際社会は粘り強い取り組みを行っています。

特に、世界の新たな悲劇の象徴であるボスニア・ヘルツェゴビナにおいては依然として流血が続いておりますが、我が国は今後とも関係諸国及び国連と協力しつつ平和の実現に努力してまいります。また、2月には、人道支援の一層の強化、マケドニアの安定維持のための協力、我が国関係在外公館の体制再構築等を内容とする施策を決定したところであります。

このほか、我が国は、これまでも地域紛争解決のため外交面での努力、財政面での協力のみならず、アンゴラ、カンボジア及びモザンビークにおける国連平和維持活動に参加するなど人的貢献も行っていました。特に、カンボジアにおける国連平和維持活動への参加は痛ましい犠牲を伴うものでありましたが、平和の実現に大きく貢献したものと考えます。ここに改めて、とうとい犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表します。今月には中米和平に対する支援の一環としてエルサルバドルに選挙監視要員を派遣すべく準備を進めております。さらに、民族的、部族的対立や宗教的対立に根差す紛争が増加している今日、知恵を出すことこそ重要であり、我が国にふさわしい貢献に努めてまい

りたいと考えます。

——より人間的な世界を目指して——

より人間的な世界とは、自由、民主主義、人権の尊重が確保され、繁栄を享受できる世界であります。現在、世界各地で民主化、市場経済化に向けた改革努力が進められています。これは大きな歴史の潮流であり、我が国は引き続き支援してまいります。

また、一部の開発途上国の目覚ましい発展の陰で、多くの開発途上国においては人々が依然貧困と飢餓に苦しんでいます。これらの開発途上国が困難を克服し、経済と社会開発に取り組むことは世界の平和と繁栄に不可欠と確信しております。そのためには、援助とともに貿易、投資の促進を含む包括的な取り組みが重要と考えます。

開発途上国に対する援助は、我が国がこれまでの発展の過程で得てきた経験を生かせる国際貢献の最も重要な柱であります。我が国は、昨年6月、平成5年から5年間で700億ドルから750億ドルを目途とする政府開発援助の第5次中期目標を策定いたしました。また、厳しい経済情勢のもとではありますが、我が国が果たすべき役割を深く認識し、平成6年度予算案では1兆634億円の政府開発援助にかかわる予算の審議をお願いしております。私は、政府開発援助大綱のもと、国民の皆様にも納得いただける援助、そして開発途上国の人々に真に感謝されるような平和と発展につながる援助の実施に引き続き努めていきたいと考えます。

さらに、我が国は、昨年秋から冬にかけてカンボジア、モンゴル、インドシナ地域及びアフリカの復興、開発問題についての国際会議の議長国や主催国を務める等開発途上国の発展や民主化、市場経済化を支援するための多国間協調の枠組みづくりに主導的な役割を果たしております。今後ともこのような取り組みの先頭に立っていきたいと考えます。

——地球規模の問題——

環境、人口、エイズ、麻薬や難民といった地球規模の問題は、人類全体にとり深刻な問題であり、先進国と開発途上国が一体となった取り組みの推進が急務であります。このため、開発途上国に対する積極的な環境援助に加え、2月

の総理訪米の際、7年間で30億ドル、およそ3,000億円以上を人口、エイズ分野での途上国援助に向けることを表明いたしました。本年9月にはカイロで国際人口・開発会議が開催されます。特に、人口問題は環境や開発と密接な関係を有する問題であり、我が国は、この会議に貢献するために去る1月に人口と開発に関する賢人会議を主催するなど積極的に対応しているところであります。

〔国際協調の推進〕

国際社会の相互依存関係がかつてないほどに深まっている現在、ただいま述べた諸課題への取り組みに当たっては国際協調の強化が不可欠であります。

——日米欧——

国際情勢が厳しい局面にある現在、日米欧が率先して政策協調を進め、世界の諸課題に取り組むことが不可欠であり、我が国としても、引き続きサミットを初めとする場において日米欧間の政策協調の強化に努めてまいります。

新たな国際情勢のもとにおいても日米安保条約を基礎とする日米間の緊密な協力関係を維持していくことが我が国の外交の基軸をなすことにはいささかの変わりもありません。むしろ、日米基軸外交はアジア・太平洋地域の平和と安定を確保するためますます重要であります。

去る2月、細川総理が訪米し、3度目の日米首脳会談が開催されました。首脳会談では、包括経済協議についての意見の不一致はあったものの、政治・安全保障面や地球規模の問題の解決に向けた日米間の協調は、経済面での意見の不一致によって損なわれてはならないとの認識で一致したところであります。

包括経済協議については、客観的基準と数値目標をめぐる意見の調整のため私自身予定を1日繰り上げてワシントンを訪れ、ゴア副大統領、クリストファー国務長官、ベンツェン財務長官、カンター通商代表と会談し、合意を目指して懸命の折衝を行いました。しかし、残念ながらこの問題をめぐる両国の立場が収束せず、しばらく冷却期間を置くこととなりました。他方、首脳会談では、北朝鮮、中国、ロシア等の国際情勢について、今日の日米関係の幅と深みを反映した協議が行われました。また、環境、人口、エイズといった地球規模の問題に関する協力推進のための行動計画を作成したところであります。さらに、私は、今回の訪米中ペリー新国防長官とも会談し、日米安保体制の重要

性について意見の一致を見たところであります。

経済問題をめぐり日米関係は厳しい局面を迎えておりますが、私としては、日米協力関係全体の維持強化に努めるとともに、経済・貿易面で一刻も早く打開の糸口を見出して懸案の解決を図り、日米間のパートナーシップを一層強固なものとするべく全力を傾注していく決意であります。

欧州連合条約の発効によって統合が新たな段階を迎えた欧州との関係についても、これを一層確固たる基盤の上に構築していくことが今まで以上に必要であります。平成3年の日・E C共同宣言に基づき、基本的価値を共有するパートナーとしての関係をさらに深め、経済・貿易中心の関係にとどまらず、国際社会に共通するさまざまな課題についても対話と協力を促進してまいります。

——アジア・太平洋等——

国際社会の急激な変化の中であって、アジア・太平洋地域は比較的安定した政治情勢のもとで目覚ましい経済成長を遂げており、明るい要素が多い地域であります。このような好ましい環境の中で、現在この地域ではさまざまな形の域内協力が進められております。

近年、政治・安全保障の分野では、従来からの我が国の提案に沿った形で全域的な対話を行おうとする機運が急速に高まっています。特に本年は、ASEAN拡大外相会議の参加国に加え、中国やロシア等の参加も得て、外相間で地域全体にわたる政治、安全保障問題についての意見交換を行うというASEAN地域フォーラムが初めて開催される予定であります。このような場を通じ、各国の政策についての透明性を増すことによって域内各国の安心感を醸成していくことが重要であります。

経済面における域内協力の枠組みといたしましては、アジア・太平洋経済協力、APECが存在します。昨年11月に初めて開催されたAPEC経済非公式首脳会議においては、アジア・太平洋地域における域内協力についての将来の展望と今後の協力について方向が示されるという大きな成果を生み出すことができましたのであります。

我が国は、このような政治・安全保障、経済面等にわたる域内協力が国際社会全体の平和と繁栄につながるものであるとの認識のもと、今後ともその促進に主導的な役割を果たし、この地域をまさしく平和の湖にしていきたい、この

ように考えます。

アジア・太平洋地域のみならず、国際社会においてますます大きな存在となることが予想される中国と我が国との関係は良好に発展しております。私自身、1月に中国を訪問し、江沢民国家主席、李鵬総理、銭基琛副総理兼外交部長と会談し、2国間関係に加え双方が関心を有する国際問題について率直かつ有意義な意見交換を行うことができました。また、先般、朱鎔基副総理が訪日された際にも、私の訪中を踏まえた意義ある意見交換の機会を持つことができました。我が国としては、未来志向の日中関係、世界に貢献する日中関係を築いていくとともに、両国の協力をさらに深めていく考えであります。また、引き続き中国の改革・開放政策に協力してまいります。

朝鮮半島は、北朝鮮の核兵器開発疑惑によりアジア・太平洋地域の不安定要因となっています。我が国と北朝鮮との国交正常化交渉も中断していますが、政府としては、今後の北朝鮮の動向を慎重に見守りながら国交正常化の問題に取り組んでいきたいと考えます。こうした状況のもと、自由・民主主義という共通の基盤に立つ隣国の韓国との関係は、我が国にとってますます重要となりつつあります。3月下旬には金泳三大統領が国賓として訪日される予定であります。両国の協力関係を未来に向けた幅広いものとするため、政府としても努力してまいります。

インドシナ地域では、カンボジアに自由な選挙による新政府が誕生し、ベトナム、ラオスでは開放的な経済改革が進んでいます。我が国は、この地域全体を視野に入れた開発のためインドシナ総合開発フォーラムの設置を提唱し、本年後半にはその開催を予定していますが、今後ともこのフォーラムの場等を通じ国際協力を推進していきます。

南西アジア地域でも民主化や経済自由化が進んでおり、我が国としてはこうした努力を支援するとともに、この地域における核不拡散の確保に取り組んでまいりたいと思います。

——国 連——

世界の平和と安定のため国連は極めて重要な役割を期待されており、国連の機能を一層強化することが急務であります。本年は、特に安全保障理事会の改組に関する作業部会が開かれ、内外で幅広い議論が活発に行われることが予想

されます。我が国は、過去2年間安保理非常任理事国としてより平和な世界の構築に向け真摯な努力を行ってまいりました。今日、我が国が国連においてより大きな役割を一層積極的に果たすべしとの国際世論が高まっており、我が国としてもこのような期待にこたえ、なし得る限りの責任を果たしてまいりたいと考えます。

〔主要諸国・地域との関係〕

もとより、我が国が国際協調を推進していくに当たっては、その他の主要諸国及び地域との関係も重要であります。

——ロシア——

昨年10月のエリツィン大統領の訪日は、新生ロシアと我が国との関係の進展のための新たな基礎をつくった極めて重要な訪問でありました。それ以降、昨年12月には議会の選挙が行われ、本年1月には内閣改造がありました。ロシアの情勢は不透明さを増しており、今後の内政動向を注視していく必要があります。

日ロ関係につきましては、我が国は、ロシアの議会選挙に際し監視団を派遣したほか、2月には日ロ事務レベル協議及び平和条約作業部会を開催するなど、政治対話を活発に行っております。さらに、民間レベルでは東京で第1回の日米ロ3極会議が開催されるなど、日ロ間の対話は幅を広げております。

このような中、私は今月ロシアを訪問し、ロシア指導部に対し、領土問題を解決し、日ロ関係を完全に正常化することが、日ロ2国間においてのみならず、アジア・太平洋地域の平和と安全のために重要であることを改めて強調する考えであります。また、その際、ロシアの民主化、市場経済化及び法と正義に基づく協調外交という改革路線が引き続き堅持されることの重要性を指摘し、そのような改革が維持される限り、我が国としてこれを積極的に支持していく方針であることを再確認する考えであります。

——中 東——

昨年9月にイスラエル・PLO間で暫定自治に関する原則宣言が合意され、私自身、ワシントンでの歴史的な署名式典に立ち会いました。その後、原則宣言実施のための努力がイスラエルとパレスチナ人との間で行われるとともに、

米国の努力により、イスラエルとシリアとの間などで他の和平交渉も真剣に続けられています。我が国は、パレスチナ人の民生安定のため、2年間で2億ドルの支援を約束し、このうち約5,000万ドルの具体的支援を既に発表しております。中東地域の平和と安定の促進には国際社会の支援が不可欠であり、我が国としても、域内関係者との政治対話の強化、中東和平多国間協議への参画、対パレスチナ支援等に今後とも努めてまいります。

——中南米・アフリカ——

中南米諸国では、総じて民主化と市場経済化が着実に進展しつつある一方、構造的貧困等取り組むべき課題も残っております。我が国は、引き続きこの地域における改革努力を支援していく考えであります。

アフリカ諸国では、昨年10数カ国で大統領選挙や議会選挙が行われるなど政治改革が進んでいる反面、国内情勢が混乱している国も多くあり、経済的困難の克服も難しくなっております。我が国は、引き続きこの地域における政治面、経済面での改革努力を勧奨するとともに2国間及び多国間の枠組みを通じた支援を行ってまいります。

〔広報・文化・科学技術〕

世界の平和と安定を実現するためには、国家間の相互理解と信頼関係の構築が必要です。

したがって、我が国に対する諸外国の理解を深めるための広報活動の強化とともに国際文化交流促進の努力を行ってまいります。また、昨年アンコール遺跡救済国際会議を主催しましたように、人類共通の遺産である有形、無形の文化財、遺産の保存や開発途上国の教育、文化振興等、文化の面でも積極的に協力しなければならないと思います。さらに、科学技術は未来を開くかぎであります。可能な限りその英知を分かち合うべく国際協力を着実に促進していくことが重要であろうと思います。

〔邦人安全対策と危機管理〕

国際情勢の流動化や海外で活動する邦人の増加に伴い、海外で事故や犯罪に巻き込まれる例が増加しています。海外の邦人の安全をよりよく確保するための対策強化とともに、各地における内乱、クーデター等緊急事態に際し、政府

として迅速かつ的確な邦人保護のための対応が行えるよう在外公館の危機管理能力も一層高めるよう努力してまいります。

〔結 び〕

以上申し述べましたような外交の課題を実現していくためには、目まぐるしく移り変わる国際情勢に的確に対応し、先を見据えた機動的な外交活動を展開しなければなりません。私は、その足腰とでもいうべき外交実施体制と諸機能の強化に一層努めてまいります。しかし、外交は国民の皆様の後ろ盾があって初めて可能となります。私は、我が国の外交に対する国民各位の一層の御理解が得られるよう引き続き努力していきたいと思っております。

国際社会の将来にとり極めて大切な時期に我が国の外交のかじ取りを任せていただいた者として、私はその重責に身の引き締まる思いでおります。何とぞ議員の皆様と国民皆様の一層の御支援と御協力をお願いいたします。

以上であります。

【 藤 井 大 蔵 大 臣 の 財 政 演 説 】

平成6年度予算の御審議をお願いするに当たり、今後の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明いたします。

〔はじめに〕

我が国経済は現在、循環的な要因にバブル経済の崩壊の影響等も加わって、厳しい状況が続いております。同時に、本格的な高齢化社会を迎える21世紀に向けて豊かで活力のある経済社会を構築していくとともに、国際社会において我が国の地位にふさわしい役割を果たしていくことが求められております。

我々は、まず当面の厳しい経済状況を一日も早く克服しなければなりません。同時に、今後、経済社会の改革を実行することにより、国民一人一人が豊かさを実感でき、国際的にも開かれた活力にあふれる経済社会を構築していくとともに、世界経済の安定的発展のために我が国にふさわしい貢献をしていくことが必要であると考えます。

〔最近の内外経済情勢〕

まず、最近の内外経済情勢について申し上げます。

我が国経済は現在、個人消費や設備投資が低迷し、雇用情勢にも厳しさが見られるなど、依然として厳しい状況が続いております。

国際経済情勢を見ますと、世界経済は地域によって明暗が分かれる展開となっており、回復への兆しは見られるものの、いまだ力強い成長を示すには至っておりません。先進諸国は大幅な財政赤字や高失業などの構造問題を抱え、経済構造改革に向けた努力が必要とされており、また、開発途上国の一部や旧ソ連、中・東欧諸国では、依然として厳しい経済状況が続いております。

私は、今後の財政金融政策の運営に当たり、このような最近の内外経済情勢を踏まえ、21世紀に向けて我が国が進むべき道を展望しながら、以下に申し述べる諸課題に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

〔本格的な景気回復の実現〕

第1の課題は、本格的な景気回復の実現を図ることです。

さきに申し上げましたように、経済は個人消費や設備投資の面で厳しい状況が続いておりますが、公共投資や住宅建設が景気を支える中、在庫調整や資本ストック調整が進展しているほか、耐久消費財の買い換え需要の到来が見込まれるなど、回復の機運は着実に熟しつつあります。

こうした回復の芽を大きく膨らませ、我が国経済を平成6年度中のできるだけ早い時期に本格的な回復に移行させ、7年度以降の安定成長を確かなものとするため、先般、15兆円を上回る史上最大規模の総合経済対策を決定いたしました。本対策は、5兆8,500億円規模の所得減税の実施等や公共投資等の拡大などの内需拡大策のほか、課題を抱える分野における重点的な対応などを盛り込んだ、質量ともに充実した文字どおり総合的な経済対策であります。こうした幅広い諸施策を一体として実施しつつ、平成5年度第3次補正予算及び平成6年度予算を通じて可能な限り景気に配慮するよう努めてまいり所存であり、これが先行きに対する不透明感を払拭するとともに、個人消費を初めとする内需の盛り上がりにつながり、我が国経済の本格的な回復に大きく資するものと確信をいたしております。

金融面では、7次にわたる公定歩合の引き下げの効果などにより各種金利は

大幅に低下してきており、今後ともこうした政策効果が一層浸透していくことを期待しております。

また、最近、為替市場において思惑的な動きが見られましたが、我が国としては、為替相場が経済の基礎的諸条件を反映して安定的に推移することが望ましいと考えており、今後とも為替相場の動向を十分注視し、適宜適切に対処し、為替相場の安定を図ってまいりたい所存であります。

〔財政改革の推進〕

第2の課題は、財政改革を引き続き強力に推進することにあります。

政府は、厳しい経済状況に対し、累次にわたる経済対策を策定してまいりましたが、これに盛り込まれた公共事業関係費の追加等については、やむを得ざる措置として、建設公債の追加発行により賄うこととしたところであります。

さらに、平成6年度予算におきましても、現下の厳しい財政事情のもとで、平成5年度第3次補正予算とあわせ可能な限り景気に配慮するよう努めるとの観点等から、建設公債の発行により公共事業等の財源を確保するとともに、所得税減税等に伴う税収減に対処するものに限って特例公債の発行によることといたしました。

この結果、公債依存度は18.7%と当初予算としては昭和62年度以来の水準となり、公債残高も平成6年度末にはついに200兆円を超える見込みである等、我が国財政をめぐる事情は構造的にますます厳しさを増しております。このような公債残高の累増を放置すれば、既に歳出予算の2割程度を占めている国債費の増嵩につながり、政策的経費をさらに圧迫するなど財政の一層の硬直化を招くこととなります。これまで厳しい経済状況のもとで景気浮揚に向け大きな役割を担ってきた我が国財政は、今やまことに深刻な状況に立ち至っております。

一方、本格的な高齢化社会の到来に備え、福祉の充実、着実な社会資本の整備、国際社会への貢献等さまざまな財政需要に適切にこたえていく必要があります。これら新たな時代のニーズに的確に対応し、豊かで活力ある経済社会の建設を進めていくためには、何よりもまず財政の対応力の回復に努めていかなければなりません。

このため、まことに深刻な状況にある今こそ、引き続き健全な財政運営を確

保し、公債残高が累増しないような財政体質をつくり上げていくという財政運営の基本的方向に沿って一層の努力を払っていくことが重要であり、今後とも財政改革を強力に推進していく覚悟であります。

〔税制改革の実現〕

第3の課題は、年内に税制改革の実現を図ることです。

本格的な高齢化社会を活力ある豊かなものとするためには、所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系を構築し、国民合意の税制改革を実現することが極めて重要な課題です。

税制調査会には、このような観点から精力的に御審議いただき、昨年11月に公正で活力ある高齢化社会の実現を目指した税制改革の基本的考え方をお示しいただきました。

その後、政府・与党間の論議の積み重ねを経て、税制改革については年内の国会において関係の法律を成立させるものとするとの与党合意が成立したところであり、政府としては、このような与党合意に沿って、引き続き検討を進め、国民各界各層の御意見に十分耳を傾けながら、年内に税制改革の実現を図るべく一丸となって取り組んでまいり所存であります。

〔調和ある対外経済関係の形成と世界経済発展への貢献〕

第4の課題は、調和ある対外経済関係の形成と世界経済発展への貢献に努めることです。

世界経済は、貿易や直接投資の拡大とともに相互依存関係をさらに深めつつありますが、その中において我が国は調和ある対外経済関係の形成に努めるとともに、世界経済の発展のために積極的に貢献していく必要があると考えます。

我が国としては、世界経済のインフレなき持続的成長の強化を目指して、G7蔵相・中央銀行総裁会議を通じた経済政策協調プロセスにおいて各国と協力していくとともに、APEC蔵相会合等における各国との対話に努めてまいります。

7年余にわたり交渉が続けられてきたガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が昨年12月15日に実質合意に達したことは、何よりも国際経済秩序に対する信認が確保されたことを示すものであります。我が国としては、ウルグアイ・ラウ

ンドの成果を踏まえ、今後とも多角的貿易体制の維持強化を図り、我が国経済及び世界経済の発展に努力してまいりたいと考えております。

関税制度につきましては、市場アクセスの一層の改善を図る等の観点から、粗糖の関税引き下げ、自動車部品の関税撤廃等の改正を行うことといたしております。

経済協力につきましては、特に開発途上国における人づくりに対する2国間技術協力に重点を置き、さらに国際開発金融機関を通じた一層の協力も進めつつ、引き続き開発途上国への支援の促進に努めてまいるとともに、旧計画経済諸国についても市場経済への円滑な移行のため、他の主要先進国とも協調しつつ適切な支援を行ってまいり所存であります。

〔金融・証券市場の活性化〕

第5の課題は、金融・証券市場の活性化であります。

我が国経済の今後の発展を確保するためには、経済活動に必要な資金の円滑な供給を図ることが不可欠であります。こうした観点から、先般の総合経済対策におきましても、金融・証券市場に関する施策を他の施策と一体として実施することといたしました。

金融に関する施策としては、資金の円滑な供給、不良資産の処理促進及び金利減免債権の流動化の検討を盛り込むとともに、金融機関の不良資産問題についての取り組みの基本的な考え方を「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」として取りまとめ、公表いたしました。

証券市場の活性化のための施策につきましては、自己株式の取得に関する規制緩和に対応した証券取引制度の整備を図るため、所要の法律案を今国会に提出すべく準備を進めているところであります。また、時価発行公募増資の再開など証券市場、証券取引に係る手続の簡素化、規制の緩和等を引き続き推進してまいります。さらに、今後の株式市場の状況等をも見きわめつつ、企業の新規公開の一層の促進についても早急に検討を行ってまいり所存であります。

政府としては、これらの施策を今後一体として推進することにより、金融システムの安定性を確保しつつ、金融・証券市場が期待される役割を十分に発揮できるようにするための環境整備を図ってまいり所存であります。

〔平成6年度予算の概要〕

次に、平成6年度予算の概要について御説明いたします。

平成6年度予算は、現下のまことに深刻な財政事情と厳しい経済状況にかんがみ、平成5年度第3次補正予算とあわせ可能な限り景気に配慮するよう努めるとともに、財政体質の歯どめなき悪化につながりかねない特例公債の発行を抑制するため、従来にも増して徹底した歳出の洗い直しに取り組む一方、限られた資金の重点的、効率的配分に努め、質的な充実に配慮することとして編成いたしました。

歳出面につきましては、既存の制度、施策について見直しを行うなど、経費の節減合理化に努めることとし、一般歳出の規模は40兆8,548億円、前年度当初予算に対し2.3%の増加と抑制されたものとなっております。

国家公務員の定員につきましては、第8次定員削減計画を着実に実施するとともに、増員は厳に抑制し、2,033人に上る行政機関職員の定員の縮減を図っております。

補助金等につきましては、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用の観点から、その整理合理化を積極的に推進することといたしております。

また、現下の財政事情にかんがみ、特例的な措置として、平成5年度第2次補正予算に引き続き国債整理基金特別会計に対する定率繰り入れ等3兆849億円を停止する等の措置を講ずることといたしております。これらの措置につきましては、税外収入の確保のための特別措置とあわせ、別途、平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰り入れの特例等に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。なお、定率繰り入れ等の停止に伴い国債整理基金の運営に支障が生じることのないようN T T株式の売却収入に係る無利子貸し付けについて繰り上げ償還を行うこととし、このため必要な措置を講ずることといたしております。

また、平成4年度の決算上の不足に係る決算調整資金を通じた国債整理基金からの繰り入れ相当額1兆5,448億円につきましては、法律の規定に従い、同基金に繰り戻すことといたしております。

これらの結果、一般会計予算規模は73兆817億円、前年度当初予算に対し1.0%の増加となっております。

次に、歳入面について申し述べます。

税制につきましては、当面の経済社会状況等を踏まえた政策的要請にこたえるため、所得税減税、相続税減税等を実施するとともに、土地税制等について適切な対応を図る一方、公益法人等に対する課税の適正化、租税特別措置の整理合理化その他所要の措置を講ずることといたしております。

税の執行につきましては、今後とも国民の信頼と協力を得て、一層適正公平に実施するよう努力してまいり所存であります。

また、税外収入につきましては、まことに深刻な財政事情のもと、自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置を講ずる等格段の増収努力を払っております。

公債につきましては、公共事業等の財源を確保するとともに、いわゆるNTT事業償還時補助の財源に充てるため、建設公債10兆5,092億円を発行することといたしております。また、所得税減税等に伴う税収減に対処するものに限って、特例公債3兆1,338億円を発行することといたしております。この特例公債については、年内に実施が図られる税制改革の中でその償還財源の問題についても適切に対処されるべきものと考えており、歯どめのない財政体質の悪化につながりかねない特例公債とは異なるものになり得ると考えております。この特例公債の発行につきましては、別途、平成6年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしております。なお、借換債を含めた公債の総発行予定額は36兆5,310億円となっております。

財政投融资計画につきましては、景気に配慮するとともに、国民生活の質の向上等各般の政策的諸要請に的確に対応していくとの考え方に立ち、住宅建設、中小企業支援、地域の活性化等の分野を中心に重点的、効率的な資金配分を図ったところであります。

この結果、財政投融资計画の規模は47兆8,582億円、前年度当初計画に対し4.6%の増加となっております。また、資金運用事業を除いた一般財投の規模は39兆4,082億円、7.7%の増加となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

公共事業関係費につきましては、本格的な高齢化社会が到来する前に着実に

社会資本整備を推進するとともに、可能な限り景気に配慮するよう努めるとの観点から高い伸びを確保することとし、また、住宅、下水道、環境衛生等の国民生活の質の向上に結びつく分野に思い切った重点投資を行うなど、重点的、効率的な配分に特段の努力を払っております。また、住宅金融公庫における融資の拡充、公共賃貸住宅の供給の促進など住宅対策の拡充を図っております。なお、平成5年度末に期限の到来する漁港整備及び沿岸漁場整備開発の2分野の長期計画につきましては、おのおの新たな計画を適切に策定することといたしております。

社会保障関係費につきましては、医療保険制度等の改正、年金制度の改正を行うほか、児童家庭対策や高齢者保健福祉推進10カ年戦略の推進を図るとともに、がん対策、エイズ対策等の諸施策についてきめ細かく配慮しております。雇用対策につきましては、雇用の安定に万全を期するため、雇用支援トータルプログラムに基づく総合的な雇用対策等を推進することといたしております。

文教及び科学振興費につきましては、教育行政に係る国と地方の費用負担のあり方等の見直しを進めつつ、高等教育、学術研究の改善充実、文化の振興等を図るとともに、科学技術振興のため、各般の施策推進に努めております。

中小企業対策費につきましては、中小企業を取り巻く厳しい経営環境に配慮し、中小企業の構造調整支援策など特に緊要な課題に重点を置いて、施策の充実を図っております。

農林水産関係予算につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意の成立等我が国農業、農村を取り巻く内外の諸情勢を踏まえ、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な経営体が生産の大宗を担う農業構造を実現していくための施策に重点を置いてその推進に努めております。

経済協力費につきましては、開発途上国における人づくりを支援する観点から、技術協力に重点を置くとともに、環境、人口といった地球的規模の問題や、人権、難民支援といった今日的課題にも積極的に対処することといたしております。

防衛関係費につきましては、国際情勢の変化等を受けて修正された中期防衛力整備計画のもと、まことに深刻な財政事情等を踏まえ、極力その抑制を図るとともに、防衛力全体として均衡がとれた態勢の維持整備に努めております。

エネルギー対策費につきましては、我が国の脆弱なエネルギー供給構造に配慮するとともに、地球環境保全の重要性を踏まえ、総合的なエネルギー対策の着実な推進に努めております。

地方財政につきましては、近年になく極めて厳しい状況になっておりますが、円滑な地方財政の運営に支障を生じることのないよう所要の措置を講ずることとし、所得税減税、住民税減税等の影響について交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金や減税補てん債の発行により補てんするとともに、一般会計からの加算や同特別会計の借入金を活用すること等により、所要の地方交付税総額を確保することといたしております。地方公共団体におかれましても、このような厳しい財政事情のもと、従来にも増して歳出の節減合理化を推進し、より一層効率的な財源配分を行うよう要請するものであります。

以上、平成6年度予算の大要について御説明いたしました。本予算が現下の諸情勢に果たす役割に御理解を賜り、何とぞ関係の法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔結 び〕

私は、ただいま申し述べました諸課題に正面から取り組み、これを一つずつ着実に解決すべく、今後とも精いっぱい努力を続けてまいる所存であります。

国民の皆様、議員の皆様の一層の御理解と御協力を切にお願いする次第であります。

【久保田経済企画庁長官の経済演説】

我が国経済の当面する課題と経済運営の基本的考え方について、所信を申し述べたいと思います。

〔我が国経済の課題〕

我が国は、今までに経験したことのないバブル崩壊の影響などもありまして景気の低迷が長期化する中で、これまで我が国を支えてきました生産者重視の経済社会構造の見直しを求められております。それは、生活者・消費者重視へと我が国経済社会の基本的理念の転換を促すものであり、私たちは、この新しい時代の流れに沿った経済社会の構造的な改革を今後大きく加速させていかな

くてはなりません。

国際面におきましても、世界のGNPの16%を占めるに至っている我が国は、その経済規模にふさわしい積極的役割を果たしていくことが求められております。それはとりもなおさず、新たな世界経済秩序の構築に向けて我が国の主体的な取り組みを積極化させることであり、また国内にあっては、我が国経済社会の透明性を高め、国際社会と調和した社会の構築を推進していくことであります。

こうした状況を踏まえれば、今後、私たちが築き上げていくべき新しい枠組みは、生活者たる個人がみずからの選択により豊かさとゆとりを享受できるような経済社会であり、また、市場機能が活性化され産業の活力が遺憾なく発揮される、国際的にも開かれた透明性のある経済社会であります。またそれは、我が国社会をこれらの方向に向けて変革していくことによって実現できるものであります。

その道筋は決して平坦ではないかもしれませんが、これを成功させるためには、政府、個人、企業のそれぞれが変革を避けて通れない道であると認識し、みずからの責任と力で実行していかなければなりません。今こそ、我が国の経済と国民生活のより高い目標の実現に向かって果敢に挑戦すべきときであります。

本年は、まず何よりも景気の速やかな本格的回復を確固たるものとし、この変革を成功に導くための新たな出発の年としなければなりません。

〔内外経済の現状〕

ここで、内外の経済の状況について申し述べたいと思います。

世界経済の動向を見ますと、アメリカの景気拡大は本格化しつつありますが、西欧諸国の景気は総じて低迷を続けております。市場経済への移行を進めるロシア等では、総じて経済の混迷が続いております。一方、東アジア地域は自立的な成長力を強めながら堅調な経済発展を続けております。こうした中で、アメリカの財政赤字削減など、各国で始まっている構造改革への取り組みが大きな課題となっております。一方、ガット・ウルグアイ・ラウンドの成功は世界経済の将来に明るい展望を与えるものです。

我が国経済を見ますと、引き続き個人消費が低迷し、民間設備投資も減少す

るなど、総じて低迷が続いておりまして、雇用情勢にも製造業を中心に厳しさが見られます。

こうした状況に対処するため、政府は、昨年9月の緊急経済対策を初めとして累次にわたる経済対策を策定し、その効果の速やかな浸透を目指して万全の努力を傾けてまいりました。これに加えて、去る2月には大規模な所得減税を含む15兆円を超える史上最大規模の総合経済対策を決定いたしました。

これらの対策の効果もあって、住宅建設や公共投資が経済活動を下支えする中、耐久消費財や企業設備のストック調整も相当程度進展し、景気回復への素地が整いつつありますが、平成5年度につきましては、民間需要の本格的な回復を見ることなく、国内総生産の実質成長率は0.2%程度にとどまるものと見込まれます。

以上のような状況を踏まえ、私は、平成6年度の経済運営に当たりまして、特に次の諸点を基本に対応してまいりたいと考えます。

〔景気の早期本格的回復と安定成長への移行〕

第1は、我が国経済をできるだけ早い時期に本格的な回復軌道に乗せ、平成7年度以降の安定成長を確実なものとする事です。

このため、平成6年度末までの間に、できる限りの施策を展開してまいります。

まず、年度がわりのこの春先に向けて、経済に切れ目のない刺激を与えるため、平成5年度の第3次補正予算において追加した公共事業の円滑な執行を図るなど、総合経済対策を速やかに実施してまいります。

加えて、平成6年度予算におきましても、近年になく深刻な財政事情のもとではありますが、国民生活の質の向上に重点を置いた分野に配慮しつつ、公共事業の積極的な拡大を図ったところであり、年度を通じて高い水準の公共投資が確保されるものと考えます。

税制面におきましても、景気に最大限配慮して所得減税や土地の有効利用促進策などを実施することとしており、特に大規模な所得減税によって個人消費が刺激され、経済全体に好ましい影響を与えるものと期待しております。

また住宅につきましては、予算、税制の両面からその建設や住宅リフォームの促進を図ることとしております。

金融政策につきましては、内外の経済動向や国際通貨情勢を注視しつつ、今後とも適切かつ機動的な運営を図る必要があると考えております。また、金融機関による資金の円滑な供給や不良資産の処理を促進するための措置なども引き続き講じてまいります。

雇用面では、雇用支援トータルプログラムの速やかな実施など、雇用の安定に万全を期するための総合的な対策を積極的に推進してまいります。中小企業に対しましては、経営安定や新たな事業展開を図るための支援策を推進してまいります。

物価の安定は国民生活安定の基礎であり、経済運営の基盤となるものです。今後とも、その維持に努めてまいります。

以上のような政府の経済運営と、経済活動の主体である民間部門の自律的な回復に向けての力強い努力が相まって、我が国経済は平成6年度中に本格的な景気回復軌道に乗るものと期待され、同年度の国内総生産の実質成長率は2.4%程度になるものと見込まれます。

〔構造的な改革の推進〕

第2は、創造的で活力を備えた経済社会を実現するため、構造的な改革を着実に進めるなど、将来的な発展環境を整備することにあります。

このため、まず原則自由・例外規制を基本として、国民に与える影響にもきめ細かく配慮しつつ、経済的規制の緩和を着実に推進し、自己責任の原則と市場原理に立った経済社会の構築と、民間活力が一層発揮される環境の整備に向けて努力してまいります。その際、競争制限的な慣行を改め市場機能の一層の活用を図るため、競争政策の積極的展開を進めることも重要と考えます。

さらに、創造的な研究開発の推進、高度情報化に向けた環境の整備などを推進し、企業の事業再編を支援するほか、新規産業の発展や創造的な事業展開を促してまいります。

また、産業構造の転換に伴う就業構造の変化に対応するため、教育訓練の充実など、労働移動を円滑化するための環境整備を進めてまいります。

税制につきましても、我が国社会の急速な高齢化も視野に入れながら、公正で活力ある社会を実現するため、税制調査会答申を踏まえ、所得・消費・資産などの間でバランスのとれた税体系の構築を目指して、引き続き検討を進め、

年内に税制改革の実現を図るよう最大限の努力を傾けてまいります。

さらに、国土の特色ある発展に向けて、東京一極集中の是正と地域の活性化を図るとともに、持続的成長が可能となるよう環境と調和した経済社会を築いていくための施策を推進してまいります。

〔生活者・消費者重視の経済運営〕

第3は、政策の重点を生活者・消費者重視の視点へ移し、国民経済の目標をより直接的に生活の質の向上に結びつけ、国民一人一人の生活を豊かにしていくことであります。

このため、平成6年度予算におきまして、住宅、下水道や廃棄物処理施設等の事業に公共事業関係費の重点的投資を行ったところであり、今後とも生活関連分野への公共投資の重点的、効率的な配分を図ってまいります。美しい町並みづくりや、安全快適で文化の薫り高い生活づくりにこたえるための社会資本、高齢者等に配慮した人に優しい社会資本の整備も進めてまいります。

また、快適でゆとりのある住まいづくりや良好な居住環境の整備を進めるため、年収の5倍程度で良質な住宅の取得が可能となること等を目指した土地対策や住宅対策の充実を図ってまいります。さらに年間総労働時間1800時間への短縮を図るため、週40時間労働制への移行のための取り組みへの支援など各般の施策を進めてまいります。

国民が生活の豊かさを実感できない要因の一つとなっている内外価格差問題につきましては、その原因となっている規制や商慣行などの構造的側面にも光を当て、その是正、縮小を図ってまいります。

また、女性が男性とともに多様な選択肢のもとで、職場でも家庭でも十分に自己実現ができるような社会を築き上げるため、育児や介護に関する休業制度の充実など、働きやすい環境の整備を進めるとともに、男女の固定的な役割分担を前提とした制度の改革を進めてまいります。

安全で豊かな生活を実現するためには、生活者みずからが主体的な役割を果たしていくことが重要であります。このため、個人の自己実現や生きがいにつながる社会参加活動などを促進するとともに、国民生活センター等を通じた情報提供の充実など、消費者保護会議で決定した諸施策を積極的、総合的に推進してまいります。

製造物責任制度を初めとした総合的な消費者被害の防止や救済策につきましては、国民生活審議会意見などを踏まえ、本国会への関係法律案の提出を含め、所要の措置について早急に具体化を図ってまいります。

〔調和ある対外経済関係の形成と世界経済への積極的貢献〕

第4は、調和ある対外経済関係の形成と世界経済活性化への積極的貢献を行うとともに、自由貿易体制の維持強化に向け率先して努力することです。

このため、まず規制緩和を中心とする構造改革を積極的に推進し、透明なルールのもとで内外の企業や個人が経済活動に従事できるような開かれた経済社会の実現を図ってまいります。

また、今般体制の強化を図った市場開放問題苦情処理体制、O T Oの活動や政府調達手続の改善などを通じて、諸外国から我が国への市場アクセスの一層の改善を図るとともに、輸入や対日直接投資の促進を図ってまいります。

このような我が国の市場開放努力と景気の回復が相まって、平成6年度の経常収支黒字は前年度に比べて減少するものと見込まれます。

ウルグアイ・ラウンドの実質的な妥結は、多角的自由貿易体制の維持強化に対する各国の強い意志を示すものであり、我が国は今後とも本交渉の成果の着実な実施に努めてまいります。

さらに、開発途上国の安定と持続的発展のため、O D A大綱の理念、原則を踏まえつつ、政府開発援助の第5次中期目標に基づき途上国援助の充実を図ってまいります。また、旧計画経済諸国の市場経済への円滑な移行に資する技術支援等適切な知的支援を進めてまいります。

以上、我が国経済が直面する主な課題と経済運営の基本的考え方について所信を申し上げます。

〔結 び〕

21世紀までに残された7年間、この間に、世界経済は経済活動のグローバル化の一層の進展、地域的な結びつきの強まり、旧計画経済諸国の市場経済化という動きの中で、市場経済システムを軸に新たな秩序に向かっていくものと考えます。この過程で、アジア諸国の経済成長も一段と進み、世界経済の枠組みが我が国をも巻き込んで大きく塗りかえられようとしております。

このような変貌を適切に乗り切り、21世紀の新しい座標軸のもとにおいても、我が国経済社会が明るく希望に満ちたものとなるよう備えることが私たちの果たすべき責任であると考えます。

私たちは、これまで蓄積してきた資本力、高い教育水準に支えられた人的資源、また高度な技術基盤やそれを支える文化的基盤などを有しております。これらの財産を新しい時代に合わせて遺憾なく活用しようという創造的な意思と果敢な実行力が今必要とされております。変革は、まさにこうした国民の努力を将来に向けてより有益なものとするための道でもあるわけでございます。

私は、変革に対する国民の選択と実行が大きな果実を生み出すよう精いっぱい努力していくつもりでございます。

国民の皆様の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

【 質 疑 の 概 要 】

以上の演説に対する質疑は、3月8、9日の両日行われた。その概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

山本富雄君（自） 松尾官平君（新緑） 立木洋君（共） 竹山裕君（自）
下村泰君（二院）

〔政治改革・選挙制度〕

政界再編に関する見解については、「何回かの選挙を経て穏健な多党制に収れんしていくであろうと思っているが、当面は連立与党の結束が必要である」。また、参議院の選挙制度改革については、「既に参議院自民党で改革案が取りまとめられており、連立与党でも鋭意検討が進められていると承知している。今後各党各会派間で御論議いただき、その結果を尊重していきたい」。さらに、政治改革4法案成立の経緯については、「憲法で衆議院で可決され参議院で否決された法案の審議手続を定めており、政治改革法案成立はこの手続に従ったものである」旨の答弁があった。

〔日米経済関係〕

スーパー301条復活への対応については、「今回の決定には政府として懸念しているが、米政府の良識ある対応に強く期待している。我が国として冷静に対処するとともに一層の市場開放への自主的措置を3月中に打ち出したい」。經常収支黒字抑制の目標については、「經常収支は各国間の自由な経済活動の結果であり、特定の数値を目標として掲げることは不適切であると考え」。包括経済協議の中止については、「包括経済協議は安定的な日米経済関係に重要な意義を持つと認識している。何らかの打開の糸口を探っていきたい」旨の答弁があった。

〔財政運営・税制改革〕

新年度予算提出遅延の理由については、「政治改革法案の審議など、諸般の情勢を総合的に勘案して越年編成としたが、第3次補正予算を編成し、切れ目なく景気浮揚に努めることとした」。財政再建目標と財政運営の基本方針については、「我が国財政は、平成6年度末の公債残高が200兆円を超えると見込まれる。今後すべての歳出項目について徹底した洗い直しを進めていきたい」。

また、税制改革の理念及び基本方針については、「年内の国会において税制の関係法律を成立させるという与党合意ができた。税制改革協議会における検討も始められており、今国会中には協議会としての結論を出す方向で議論を詰めていただけるものと考えている」。増税についての考え方については、「活力ある高齢化社会の構築のためには国民一人一人が相応の費用、責任を分担することが必要であり、バランスのとれた税体系の構築が必要である。税制改革草案はこうした認識に立って提案させていただいたものである」。

さらに、所得税減税については、「今回の所得税減税は、連立与党の合意を踏まえて年内に税制改革を実現するという方針のもとに緊急避難的に6年度限りの措置として行うことになった。政府としては、税制改革の年内実現に向け努力していきたい」。公共料金の値上げ問題については、「国民生活への影響等にも配慮しつつ実施時期や改定幅についても極力抑制してきている。今後政府部内においても適正な公共料金が確保されるよう緊密な連携を図っていきたい」旨の答弁があった。

〔景気対策・雇用対策〕

景気回復に対する政府の認識と対応については、「我が国経済は、一部に明るい面が見られるものの総じて低迷が続いている。15兆円を上回る総合経済対策、第3次補正予算とあわせ、6年度予算においても可能な限り景気に配慮するよう努めていきたい」。また、雇用確保対策については、「有効求人倍率、完全失業率も厳しい状況が続いているが、雇用トータルプログラムの実施など積極的な雇用対策を盛り込んだところである」旨の答弁があった。

〔中小企業対策〕

中小零細企業に対する低利融資制度については、「財投金利を下回る低利の貸付制度等の特別措置を講じてきているほか、総合経済対策を受けて総額4兆円を超える中小企業金融対策を決定したところである」。

また、中小企業基本法に基づく輸入規制の実施については、「中小企業基本法に基づく調整措置は慎重に対応することが必要であると思っている。政府としては、中小企業新分野進出等円滑化法の制定等により、できるだけきめ細かい支援に努めていきたい」。

さらに、中小企業に対する新政策については、「中小企業をめぐる環境は非常に厳しいものがある。政府としては、中小企業の新分野進出円滑化法を中心とした総合的施策の展開、新規事業支援の強化等の施策の推進を展開しているところである」旨の答弁があった。

〔外交・安全保障〕

外交の基本方針については、「今日の国際情勢は不透明で流動的であるが、我が国としては、経済的な支援のみならず人的な協力等によって平和で繁栄した世界の実現に取り組んでいきたい」。北朝鮮の核兵器開発・経済制裁問題については、「北朝鮮が現在核兵器を保有しているかどうかは明確に申し上げられる段階ではないが、IAEAによる査察を完全に受け入れることが重要である。日米韓が協力してこの問題解決に努力しているところである。経済制裁については、現時点で具体的に申し上げることは差し控えたい」。

また、ODA基本法の制定については、「ODA基本法は、援助の機動性、柔軟性を損なう懸念もあり、一昨年定めた援助大綱や現行の関係法律等の枠内

で効率的な援助の実施を図っていききたい」。

さらに、基盤的防衛力構想見直しについては、「防衛計画の大綱が決定されてからの国際情勢等の変化を踏まえ、大綱の考え方の中にも基盤的防衛力とはいかなるものかも含め再整理すべきところがあるのではないかと考えており、今後の防衛力のあるべき姿の検討を政府部内で進めている」。防衛問題懇談会設置の理由については、「冷戦の終結後、我が国の防衛力のあり方について防衛計画大綱の基本的な考え方について整理し直す必要があるという認識に立って懇談会を開催することとした」。集団的自衛権の行使については、「自衛隊による米軍に対する支援活動が我が国憲法の枠内で行われることは当然である。憲法上禁止されている集団的自衛権の行使に当たるような支援活動をしないことは言うまでもない」旨の答弁があった。

〔行政改革〕

官僚組織・中央省庁の改革については、「先般閣議決定した行政改革の推進方策においては、行革審最終答申を踏まえて、内閣の総合調整機能の充実、各省庁の人事交流等の方策を決定した。中央省庁の再編については、中長期的な観点から引き続き検討すべき課題だと考えている」。

また、地方分権の確立・地方分権大綱の制定については、「昨年10月の行革審最終答申を踏まえ、行革の推進に関する閣議決定を行った。その中で政府の重要課題として、国、地方の関係等の改革に関する大綱方針を策定することを決定した。今後、大綱方針を年内をめどに策定したいと考えている」旨の答弁があった。

〔農林漁業対策〕

米不足への対応については、「3月は国産米の売却量をふやし、全体的な供給量には不足はないと考えている。さらに、輸入米の配送の機動化、迅速化や販売業者に対する特別巡回指導等、当面の事態に対応した措置を講じて最善の努力をしていきたい」。米のウルグアイ・ラウンド合意の撤回については、「調整案の受け入れは、我が国の国際的な責務であるという観点からぎりぎりの判断をしたものである。農家の方々に不安や動揺を来さないためにできる限りの対策を講じていきたい」。

また、冷害対策・中山間地対策については、「今年の冷害に対しては、総額4,400億円の共済金の年内支払い、天災融資法や激甚災害法の発動など、特例的な措置を含めて早期に対策を実施した。中山間地については、山村振興対策を初め生産基盤や生活基盤の整備の一層の充実を図り、農林業の活性化に努めていきたい」。

さらに、林業・木材産業の活性化については、「我が国の国産材を中心とした木材の需要拡大を図ることは喫緊の課題であると考えている。国産材の低コスト安定供給体制の整備等に取り組み、木材の需要拡大に努力していきたい」旨の答弁があった。

〔規制緩和〕

「規制緩和の推進については、「行政改革の推進方策においては、規制緩和の推進を大きな柱としている。当面の規制緩和措置の実行を図るということで、住宅、土地、情報・通信、流通等の分野に関する規制の見直しに取り組んでいきたい」旨の答弁があった。

〔社会保障〕

公的年金の一元化については「昭和60年改正によって基礎年金制度の導入を初め一元化に向けて取り組んできた。政府としては、平成7年度を目途にして一元化を完了させるという目標に向かって積極的に推進していきたい」。厚生年金の支給年齢延長については「60歳代前半の厚生年金の見直しは、年金財政の観点からだけでなく活力のある長寿社会を築くために必要な改正であると考えている。見直しに当たっては、年金制度も雇用促進的なものとし、雇用と年金との連携に配慮している」。

また、保険給付の見直しについては、「今回の医療保険制度等の改革は、付添看護に伴う患者負担の解消、在宅医療の推進等を柱として実施するものであり、医療サービスの改善を目指していく観点から不可欠なものと考えている」。

さらに、高齢社会における財政負担と国民負担率については、「我が国の国民負担率は欧米諸国に比して低い水準にあるが、今後高齢化・少子化が進んでいく中で相当増加していくと見込まれる。将来の社会保障に関する給付と負担については、厚生大臣のもとに設置された懇談会において検討を願っていると

ころである」旨の答弁があった。

〔高齢者・障害者対策〕

障害者に対する各種の福祉施策の実施については、「身体障害者、精神薄弱者、精神障害者といった障害の種別や状況に応じて対応することが必要であり、今後ともこれらの法律を運用していくことにより障害者のニーズに対応した施策の推進を図っていきたい」。

また、今後の障害者施策については、「昨年3月に障害者対策推進本部において新長期計画を策定し、向こう10年間の施策の基本的な方向等を明らかにしたが、今後その着実な実施に向けて努力していきたい」。

さらに、重度障害者等の就職促進については、「重度障害者雇用対策に重点を置いた雇用率制度の厳正な運用、職業リハビリの充実等を積極的に推進し、障害者の社会参加を今後とも促進していきたい」旨の答弁があった。

そのほか、中村前建設相の逮捕許諾請求については、「検察当局は、慎重に捜査を進めて逮捕状請求に踏み切ったものと理解している。内閣は、裁判官からの逮捕許諾に関する要求書の提出を受けて国会に対し逮捕許諾請求の手続を行った」旨の答弁があった。

○平成6年5月10日（火）

【羽田内閣総理大臣の所信表明演説】

このたび、私は内閣総理大臣に任命されました。内外に困難な課題を抱える今日、心を引き締め全力で取り組んでまいります。

所信を申し述べるに先立ちまして、4月26日の痛ましい中華航空の事故の犠牲となられた方々とその御遺族に対しまして慎んでお悔やみを申し上げますとともに、負傷し入院されている方々に心からお見舞いを申し上げます。政府としては、事故原因の究明を急ぎ、このような惨事が繰り返されることのないよう安全対策に万全を期してまいりたいと思います。

細川連立内閣は、国民の大きな支持のもとに「改革」の旗を掲げ懸命に前進を続けてまいりましたが、不幸にして業半ばで退陣されました。私に与えられた任務は、まず、この「改革」の旗を受け継ぎ、もう一度しっかりと握り直し、高く掲げ続けることだと考えます。

私の出身地信州の文豪、島崎藤村が郷里、馬籠で語った中に、「血につながるふるさと、心につながるふるさと、言葉につながるふるさと」という味わい深い言葉があります。私はかねてこの言葉を言いかえ、「血につながる政治、心につながる政治、普通の言葉の通じる政治」、これを心がけてまいりました。改革を進めるに当たって私が大切にしたいのは、お互いに普通の言葉で率直に議論し、理解を深め、ともに歩んでいくことであります。

私は、「改革」に加えて「協調」の姿勢を重視した「改革と協調」の政治を心がけたいと思います。今回、連立与党内で残念な経緯があり、一部の会派が閣外へ去られることになりました。しかし、私自身、今後とも与野党の御意見に一層謙虚に耳を傾けていくつもりであり、できる限り幅の広い合意の上で政治を進めていく決意と誓いにいささかも変わりありません。内閣総理大臣の重みと日本国の誇りをかみしめつつ、この時代を生きる国民の皆様と苦しみも喜びも分かち合い、先頭に立ってあすを目指した課題に取り組んでまいります。

〔混迷からの脱出と改革前進のための政治の確立〕

昨年夏、38年間にわたる自民党の長期単独政権にかわって連立政権が誕生したことは、我が国の政治のあり方に新しい息吹を与えたものであります。国

民の政治に対する新しい関心や期待も生まれ、これまでの行政や経済社会を行き詰まらせたものを見直す大きな流れをつくったという意味で歴史的に重要な意義を有するものだと言えます。

連立政権は、新しい時代の風を背に政治改革、経済改革、行政改革の三つの改革に向けて全力を投入してまいりました。こうした努力については多くの国民の共感をいただき、政治改革関連法の成立を初め諸改革の方向性を明らかにするなど、8カ月という短い期間ではありましたが、その成果は評価され得るものと確信いたします。新内閣は新たな陣容でスタートすることになりましたが、昨年夏の連立政権発足当時の志を忘れることなく、これまでの経験をばねに、決意も新たに国政運営に取り組んでまいります。

現在、平成6年度予算の国会審議が全く進んでおらず、また、日米経済協議の再開が難航し、朝鮮半島情勢も不透明な状況にあります。これは尋常ならざる事態であり、これらの問題の対処に政治家として責任を痛感せざるを得ません。国民の皆様への不安感や政治に対する不信感をめぐり去るためにも、今ほど事態の打開に向けて政治の指導力が問われているときはありません。私は、誠心誠意を尽くして、政府の最高責任者としての重責を果たしてまいります。

新内閣に課せられた最初の使命は、我が国をこうした困難な状態から脱却させ、一刻も早く将来が見通せる軌道に乗せることでもあります。このため、内閣としては一丸となって懸案の解決に当たる覚悟であり、国会におかれましても実りある政策論議が行われるよう格別の御協力をお願いしたいと存じます。

将来を左右するような幾多の課題に直面していくとき、我が国の向かうべき進路に誤りなきを期するためには、政策論議が政治の中心課題となるような政治体制でなければなりません。ともし続けてきた政治改革の火をここで絶やすことなく、最重要の課題として引き続き追求してまいる決意であります。国民の政治への信頼回復のために、今こそ政治腐敗の根絶を期して具体的行動を起こしていかなければなりません。改革を進めるに当たって、今後解決しなければならない幾つかの重要な課題が残されておりますが、その第一歩として、新内閣としては、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告を尊重して関連法案を早急に提出し、次回総選挙が新制度のもとで実施できるよう可能な限り早い時期の成立を目指して努力してまいりたいと考えます。

今、日本は大きな歴史的な岐路に立っております。21世紀に向かってどのような社会をつくっていくのか、そして国際社会の中でどのような立場で平和と繁栄に貢献していくのかが内外から厳しく問われています。我が国の行く末を考えると、日本の政治、行政、経済社会の改革は大きな歴史の流れであり、もはや避けては通れない課題であります。しかしながら、改革とは既存の利害との衝突にほかならず、改革をなし遂げるためには大きな痛みと困難を乗り越える勇気と情熱が必要であります。そのためには、これから目指すべき社会とそこに至るまでの道筋について、国民の御理解と御支援を仰ぐための努力こそが求められます。私は、今後、開かれた中での政策決定を旨とし、国民の皆様と積極的に意見を交わしながら我が国の進むべき方向を見定めていくつもりであります。そうした国民合意のもとで、より豊かで安心のできる社会をつくり、国際社会の中で信頼される国となるために着実に改革を進めてまいる決意であります。

〔より豊かで安心のできる社会の構築〕

ほんの数年前のことではありますが、いわばバブル経済の中であって、多くの国民が、一見すべてがうまく回転し、それが未来永劫続くような錯覚に陥ったことは記憶に新しいところであります。しかしながら、その後我々は、過剰なまでの自信は転落の始まりであるという歴史の鉄則を痛いほど経験させられたのであります。

そういう中で、我が国経済はこれまでにない苦境を経験し、ともすれば将来に対する自信が揺らぎかねない状況にまで立ち至っております。しかし、悲観的にのみならず、過去の反省の上に立って、これまでのしがらみや惰性にとらわれることなく、しっかりとした将来の目標に向かって進取の気性で立ち向かうならば、おのずと新たな発展の道は開けると確信をいたします。また、日本経済はそれをなし遂げるに十分な活力を持っていることは言うまでもありません。

幸いにして、経済の一部には明るい兆しも見受けられるようになりましたが、さらにこれを順調な回復の過程につなげることが重要であります。このようなときに平成6年度予算の成立が大幅におくれていることはゆゆしき事態であり、このことが景気回復の足を引っ張り、国民生活に重大な影響を与えかねません。

新内閣としては、前内閣が提出した平成6年度予算を引き継ぎ、責任を持ってその実施に当たる考えであります。景気回復を一層確実なものにするために、既に国会に提出申し上げております法律案などとともに、新年度予算の一日も早い成立にぜひとも御協力いただきますようお願いを申し上げます。

我が国経済を本格的な回復軌道に乗せ、将来の発展の芽を育てていくためには、民間の新たな挑戦や将来への投資を鼓舞していくことが重要であります。そのためには、政府が将来の展望を指し示し、みずから率先垂範して改革を確実なものにしていかなければなりません。私は、前内閣が提案し、まだ途中段階にあります経済改革や行政改革、財政改革、税制改革、地方分権の推進などの諸改革を継承し、これらの着実な実施のために全力を尽くしてまいります。

経済改革については、情報通信や環境調和型産業などの分野における新たな視点からの新産業の育成や、厳しいリスストラの波に意欲を持って立ち向かい新事業の展開を図ろうとしている中小零細企業のさらなる活性化などを推進し、また、諸規制の緩和や廃止を進めることによって経済体質の転換を図り、民間の協力もいただき内外価格差の縮小に努めるとともに、市場活性化や経済活動の国際協調を促進してまいります。私は、こうした努力が必ずや国民生活の向上にも資するものと信ずるところであります。

また、本格的な高齢化社会の到来に対応するため、雇用や年金、医療、介護等の福祉政策をより強力に推進するとともに、国民生活重視の観点から住宅、交通、下水道等の生活環境の整備を促進してまいりたいと思います。

現在、困難な状況に置かれております農業の問題につきましては、ウルグアイ・ラウンドの農業合意による影響も踏まえ、早急に農業再生のための抜本的対策を確立するとともに、農山漁村地域の振興に全力を挙げたいと思います。

さらに、教育や科学技術を未来への先行投資として位置づけ、多様な個性が重んじられ、新しい文化や経済活動が生み出されるような社会の実現を目指してまいります。

とりわけ、女性が社会のあらゆる分野に男性と平等に参画する男女共同参画型社会の形成に総合的な取り組みを行ってまいりたいと考えます。

これらの対策の中でも、税制の抜本的な改革は活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指し、まことに深刻な状況にある財政の体質の改善に配慮しつつ福祉

政策等を積極的に展開していくためにも、また、減税措置に対する財源を確保するためにもその実現を急がなければならない重要な課題であり、均衡のとれた税体系を構築していかなければなりません。

政府としては、国民の皆様の御理解を得つつ、先般の各党間の確認事項を尊重し、国会の議決に沿い、各会派の皆様の御理解と御協力をいただきながら、6月中に成案を得て、必ずや年内に税制改革が実現されるよう最大限努力をしてまいりたいと思います。

行政改革と地方分権の推進は、今や国民的課題であると承知しており、これを時代の要請に適合したものにするため、政治家として勇断を持って取り組んでまいる決意であります。

行政改革については、規制・保護行政からの脱却、中央省庁の再編、縦割り行政の弊害除去、特殊法人の整理合理化、補助金制度や公務員制度の見直し、情報公開制度の確立、行政監察体制の強化などの検討を進め、行政の簡素化、効率化、透明化を目指してまいります。

また、地方分権を推進するための法的措置を講じ、東京一極集中の是正を図るとともに、それぞれの地方特有の歴史や文化、風土を生かした特色を持った魅力ある地域づくりを目指していきたいと思います。

〔信頼と協調のための積極外交の確立〕

来年は太平洋戦争終結50周年に当たりますが、我が国が過去に行った行為は国民に多くの犠牲をもたらしたばかりでなく、近隣諸国の人々に今なお大きな傷跡を残しております。先般の閣僚発言が近隣諸国の方々に与えた悲しみと憤りはこのことを示すものであり、発言が撤回されたとはいえ、このような事態に至ったことはまことに残念であります。この機会に、我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたとの認識を新たにし、これを後世に伝えるとともに、深い反省の上に立って平和の創造とアジア・太平洋地域の輝かしい未来の建設に向かって力を尽くしていくことが、これからの日本の歩むべき道であると信じます。私は、新内閣の政治の基本として、このことを常に念頭に置いて政治を進めていくことを改めて誓いたいと存じます。

終戦からつい最近に至るまでの間、我が国は米ソを両極とする堅固な冷戦構

造に組み込まれておりましたがために、ともすれば国際社会の動きを傍観視する傾向にあったことは否めない事実であったと思います。しかしながら、外交や対外関係は、対人関係同様、数字や通り一遍の儀礼だけでは済まされない問題であり、まさに信頼関係の構築こそがその本質であり、また要諦であろうと信じます。

冷戦構造が崩壊し、国際社会は今新たな秩序を求めて死に物狂いの努力を行っております。この連休中に私は、イタリア、フランス、ドイツ、ベルギー等を訪問いたしました。EUに新たに四カ国の加入が認められた中で、ドローラEC委員長を初め各国首脳が新たな平和と安定の枠組みの必要性を熱っぽく語り、さまざまな困難に直面しながらも、ともに手を携えてその実現に取り組んでいる真摯な姿勢に接しました。これらの諸国の我が国に対する期待の大きさと国際協調の重要性を改めて痛感した次第であります。

特に、今次訪問中にユーロ・トンネルの開通式がありましたが、これはイギリスと大陸が一つとなるという今世紀末を飾る一大事業であると同時に、国際社会の結びつきがますます強まっていることを象徴する出来事として感慨に浸ることができました。我が国としても、平和な歩みの中で蓄えてきた技術やノウハウなどをフルに活用して、政府開発援助の推進や地球環境問題などグローバルな課題の解決に努力するとともに、みずから舞台に進み出て、世界の平和と繁栄に積極的な役割を果たし、国際社会の信頼を勝ち取っていくことが必要であります。そのためには、日本が掲げる理想や果たし得る役割について理解を得るべく粘り強く訴える一方で、国際社会の動きに協調しながら、時として痛みを伴う決断をすることや、あるいは毅然とした態度をとることも必要であろうと考えます。

我が国は、これまで半世紀にわたり一貫して平和主義、国連中心主義の理念を堅持してまいりました。昨今の国際情勢を見るにつけ、憲法に掲げられたこの理念は誤りでなかったばかりか、ますますその輝きを増してきております。私は、このような実績を有する我が国であるからこそ、地域紛争の解決や軍備管理、軍縮の推進などに取り組むとともに、国連の平和活動に積極的に参加し、また、安全保障理事会を初めとする国連の機能強化についてもみずから進んで関与し、なし得る限りの責任を果たしていくべきであると考えます。

また、日米安保条約に基づく同盟関係を維持し、それを基礎にして日米間の緊密な協力関係をさらに発展させ、またアジア・太平洋の一員としてこの地域の安定と発展に寄与していくことは我が国外交の基本であると信じます。しかしながら、日米間で深刻な経済問題が未解決のままになっているほか、朝鮮半島の情勢が不透明になっているなど、今我々は、ここで外交上の判断を誤ると我が国の将来に大きな禍根を残しかねない問題に直面しております。私は、この難局を乗り越えるために強い決意を持ってあらゆる外交努力を傾注してまいります。

このところ諸外国との間で貿易摩擦の種が後を絶ちませんが、その背景には我が国が世界の中でも突出した経常収支黒字を抱えていることがあります。この経常収支黒字は国際的な自由貿易ルールのもとで国民のたゆまぬ努力の結果として生じているものではありませんが、一つの国が大幅な黒字を続けることはどうしても貿易相手国の反発を招くこととなります。また、我が国市場の閉鎖性に対する批判が依然として引きも切らない状況にあることを考えるならば、経常収支黒字の段階的圧縮に向けて国際社会と調和のとれた経済構造への転換を図っていくことが重要であります。

この場合、諸外国に言われたから何かをやるというのではなく、発想を転換し、みずからのために行うという姿勢で規制緩和を中心とする市場開放や内需主導型の経済運営の確立など、主体性を持って大胆に改革を進めていかなければなりません。このような観点に立って、先般取りまとめた対外経済改革要綱を実のあるものにしていく考えであります。また、こうした努力を通じて日米経済協議の再開を図り、一層強固な日米関係の構築に努めてまいりたいと思っております。

また、自由貿易体制の発展に向けた国際社会の努力の結集であるウルグアイ・ラウンドの合意は来年1月1日には発効させることが目標となっており、我が国としても協定及び関連法案を本年中に国会に提出し、速やかな成立を図ることは当然の責務であります。さらに、今後、自由貿易体制を一層揺るぎないものにしていくために、貿易と環境、貿易と投資などの新たな分野の問題についても各国との間で議論を深めていかなければならないと考えております。

北朝鮮の核兵器開発疑惑をめぐる現在の問題は国際社会の核不拡散努力に対

する挑戦であり、核兵器の究極的な廃絶を目指す我が国の理念にも反するものであります。また、我が国を含む北東アジア地域の安全保障を損ないかねない危険をもはらんだ問題であります。我が国としては、北朝鮮を国際的に孤立させないよう米国、中国、韓国など近隣諸国と共同して粘り強く協議を行うとともに、朝鮮半島における核兵器開発の阻止と非核化が実現するよう最大限の努力を行ってまいりたいと思います。

いずれにせよ、国連の方針が決定された場合にはその方針を尊重するのは当然であります。また、憲法のもとで緊急の事態に備えるとともに、日米及び日韓の各国間で緊密に連携し、協調してこれに対応し、必要に応じアジアにおける関係各国と連携してまいりたいと考えます。

外交は生き物であり、筋を通した姿勢を保ちつつも、そのときどきの情勢に応じて将来を見据えて最も適切な決断を下していかなければなりません。その意味で、まさに政治の指導力が問われるところであります。我が日本を国際社会の中で信頼され愛される国とするために、私はこのことを肝に銘じて今後の外交課題の解決に当たってまいれる覚悟であります。

〔結 び〕

今、我々は、国際社会や国内社会にあっても、古い秩序が壊れ、しかし、まだ新しい秩序が見えない大きな激しい変革のうねりの中におります。

こうした中で、人々は不安や危機感を抱きますが、むしろ私たちの心構えによっては、よりよい世界、よりよい社会に向けて新しい可能性を切り開く「創造」のときとすることができます。いたずらに流れに逆らっても実りはなく、また、いたずらに流れに身をゆだねているだけでは未来を見失ってしまいます。

このようなときであるからこそ、私たちは将来への明確なビジョンを持ち、勇気を奮って行動していかなければなりません。平和な世界を築くため積極的に貢献していくこと、美しい環境を大切にしつつ本当の意味での豊かさを実感できる社会をつくり、我々の子供たちに引き継いでいくこと、簡素で賢明な政府をつくり、活気ある経済を育て弱い立場の人々を守っていくこと、これらの目標にはだれもが異論のないところだと思えます。

21世紀に向けて、これらをどう実現していくかについて国民の皆様との間で、そして議会で議論を尽くし、ビジョンを具体的に煮詰め実行に移していかなけ

ればならない時期であります。もう回り道しているゆとりはないのであります。

私は、普通の言葉で政治を語り、国民の皆様とともに、だれもが安心して生活のできる国、そして世界に日本人であることを誇りに思える国づくりを目指してまいりたいと思います。

改めて、国民の皆様及び議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。私の所信といたします。

【 質 疑 の 概 要 】

以上の演説に対する質疑は、5月13日、16日に行われた。その概要は以下のとおりである。

——質疑者——（発言順）

平井卓志君（自） 浜本万三君（社） 黒柳明君（公） 市川正一君（共）
吉川芳男君（自） 糸久八重子君（社）

〔政治姿勢・政治改革〕

連立与党確認事項・合意事項については、「今後とも連立与党間の政策合意を含めた連立の枠組みを大切にしながらこれを尊重していく考えである」。社会党の連立離脱については、「社会党が政権から離脱されたことはまことに残念だ。新政権は少数与党政権として発足することとなったが、連立の枠組みを大切に維持しつつ、与野党の意見に謙虚に耳を傾け、国民的合意を追求しながら政治を進めていく決意である」。

また、総理の政治理念については、「今日我々は、国際社会、国内社会のいずれにおいても激しい変革のうねりの中にある。このようなときであるからこそ、普通の言葉で政治を語り、考え、国民が安心して生活でき、世界から信頼される国を目指していきたい」。細川前総理の疑惑解明については、「政治家は常に国民に対して襟を正すべきだと考える。前総理は、みずからの知る範囲において懸命に語ってまいったわけであり、このたびの決断は潔い身の処し方であったと理解している」。

さらに、政治改革については、「国民の政治への信頼回復のため、区割り法を早期に成立させ、腐敗防止策の強化拡充等を含む選挙制度及び政治資金制度の改革を早期に実現させることが重要と考えている」旨の答弁があった。

〔永野前法相発言〕

永野前法相発言に対する認識については、「我が国の侵略行為等が多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたとの歴史的認識に照らして問題があると思う、直ちに注意を行った」。また、任命の責任については、「憲法でいう文民の解釈に関する従来からの政府統一見解も議論した上で任命した。同氏の辞任と発言撤回、私どもの歴史認識を新たに申し上げたことによって大方の理解は得られたと考えている」。

さらに、アジア諸国の信頼回復については、「我が国としては、過去の歴史を直視し、アジア諸国の声に謙虚に耳を傾けながらこれら諸国の信頼回復のため引き続き努力していきたい」旨の答弁があった。

〔日米包括経済協議〕

日米包括経済協議の再開については、「現在、冷却期間にある包括協議の個別分野の交渉については、日米双方とも交渉のドアはオープンという立場にある。今後とも交渉再開の糸口を精力的に模索していきたい」。また、自動車・自動車部品問題への対応については、「米側の要求は事実上数値目標の設定と同じになってしまうので、受け入れられない旨を主張した。また、自動車・自動車部品の問題は基本的に民間ビジネスの問題であるとの認識で対応を検討している」旨の答弁があった。

〔外交・安全保障〕

ナポリ・サミットへの対応については、「大きなテーマとしては、成長と雇用、途上国への支援、人口、エイズ、環境、貿易、ユーゴ問題等が論議されようが、G7間の政策協調の一層の強化のため、他の諸国と協力してサミットを成功させたい」。安保理常任理事国入りについては、「常任理事国になるということは、我が国が過去に蓄積した平和のための実績やノウハウ等を生かして真の平和の構築に責任を果たすことであると考えている」。

また、北朝鮮の核開発問題及び経済制裁措置については、「我が国を含む北東アジア地域、国際社会の安全保障にかかわる重大な問題である。北朝鮮のNPTへの完全復帰、IAEAの保障措置協定の完全履行等を通じ、核兵器開発に対する国際社会の懸念を払拭するよう求めていきたい。経済制裁については、

いまだ国連の安保理事会において議論されておらず、現段階で具体的に述べることは控えたいが、安保理で何らかの措置が決定された場合には、憲法の範囲内で責任を負うべきであると考えている」。

さらに、集団的自衛権の行使については、「憲法第9条のもとで許容されている自衛権の行使は、必要最小限の範囲にとどめるべきと解しており、集団的な自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されていないと考えている」旨の答弁があった。

〔景気対策〕

景気の今後の見通しについては、「政府としては、総合的な経済対策を決定し、6年度予算でも可能な限り景気への配慮に努めてきた。今回の所得税減税は個人消費の伸びを高めるとともに民間部門のマインドを好転させるものと期待される。6年度中に本格的な回復軌道に乗せるよう努力していきたい」。

また、公共料金の値上げについては、「本年4月、公共料金の取り扱いに関する基本方針を打ち出したが、安易な引き上げは厳に慎み、真にやむを得ないものに限るとともに、その実施時期、改定幅については、極力調整していきたい」。

さらに、円高への対応については、「急激な円高は企業活動に悪い影響を与え、我が国の内需拡大のための努力を阻害する懸念がある。政策に対する市場の信頼を確保するためにも、税制改革の実現、総合経済対策の着実な実施、6年度予算の一日も早い成立等に努めることが急務である」旨の答弁があった。

〔税制・財政改革〕

税制改革については、「活力ある豊かな高齢化社会の実現を目指しながら福祉政策などの積極的な展開あるいは減税措置に対する財源確保の観点も含め、均衡のとれた税体系をつくるために、6月中に成案を得て、年内に税制改革が実現するよう最大限の努力を傾注していきたい」。

また、消費税の逆進性については、「所得税等を含めた税制全体、社会保障等を含めた財政全体で判断すべき問題であり、所得税等を含めた税制全体での負担割合はかなり累進性が高い。ただ、真に手を差し伸べるべき人々に対しては、引き続ききめ細かな配慮が必要と考えている」。

さらに、財政改革については、「健全な財政運営を確保して公債残高が累増しないような体質をつくり上げていくという財政運営の基本的方針を堅持し、今後ともあらゆる経費について徹底した洗い直しに取り組み、財政改革を強力に推進していく」旨の答弁があった。

〔地方分権〕

地方分権の推進については、「住民に身近な問題は、地方公共団体が担っていくことを基本としており、権限の移譲、地方税財源の充実等、21世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立するために強い決意で臨んでいきたい」旨の答弁があった。

〔社会保障〕

税負担と社会保障負担のバランスについては、「21世紀福祉ビジョンにおいては、社会保険料の負担中心の枠組みを基本的に維持し、租税財源については国民的公平性が確保されるような財源構造の実現を図っていくこととされている。多くの場における論議と検討結果を踏まえ、国民的コンセンサスが得られるような税負担と社会保障負担のバランスを考えて対応していきたい」。

また、子育て支援対策については、「育児休業給付制度の創設、多様なニーズに対応した保育サービスの提供等により、子供の立場に十分配慮して諸施策を推進していきたい。健やかに子供が生まれ、育つ環境づくりに向けた施策の総合的な推進を図っていきたい」旨の答弁があった。

〔農林漁業対策〕

ウルグアイ・ラウンド合意後の農業再建策については、「ラウンド協定の実施に伴う影響を最小限に食いとめると同時に、農業の将来展望を切り開くことが重要である。21世紀に向けた農業構造の早期実現を図ることは、我が国農業の発展、食糧政策の上で何よりも肝要と考えている。国内対策については、緊急農業農村対策本部において検討の上、万全を期していきたい」。

また、米の自給体制の確立については、「ラウンドの農業合意を踏まえながら、安定的な国内生産と国民への安定供給を確保できるよう、中期的な観点に立った備蓄を含む米管理システムを真剣に検討していきたい」旨の答弁があった。

〔規制緩和〕

規制緩和の推進については、「中期行革大綱において規制緩和の推進を第一歩の柱として、基本的な方針とともに相当数の具体的な措置を決定した。さらに新たな規制緩和方策について、その成果を6月末を目途に取りまとめることになっている。内閣を挙げてその積極的な推進に取り組んでいきたい」。

また、公正取引委員会の拡充強化については、「規制緩和を積極的に推進し、事業者の公正かつ自由な競争が行われるよう競争条件を整備していく上で公取委の役割はさらに大きくなっている。今後とも引き続き努力したい」旨の答弁があった。

〔環 境〕

環境基本計画の策定については、「現在、中央環境審議会において精力的に審議を進められているが、環境政策を総合的、計画的に推進していけるような全体像を示していただけるものと期待している」旨の答弁があった。

〔教 育〕

学校週5日制完全実施については、「次の段階である月2回の学校週5日制の導入について、現在実験校を設け検討を行っている。この検討結果を待って適切に対応していきたい」旨の答弁があった。

そのほか、中華航空機事故については、「事故原因の徹底究明と同時に、再び惨事が繰り返されないよう安全対策に万全を期していきたい。被災者に対する補償については、中華航空の誠意ある対応を見守るとともに、必要に応じて適切な対応をとっていきたい」。

また、ゼネコン関連疑惑事件の捜査資料の公開については、「国会の国政調査権の行使に対しては、政府としても法令の範囲内でできる限り協力すべきものと考えている。ただ、捜査資料の公開等については、法令上の制約があることを御理解いただきたい」旨の答弁があった。

○平成6年6月6日（月）

【ウルグアイ・ラウンド交渉についての国会報告】

ウルグアイ・ラウンドの交渉につきまして御報告を申し上げます。

4月12日から15日まで、ウルグアイ・ラウンド閣僚会合がモロッコのマラケシュにおきまして開催され、我が国を含む各国の代表がウルグアイ・ラウンド多角的貿易交渉の成果として作成された文書を添付した最終文書に署名し、これによりウルグアイ・ラウンド交渉は正式に終了いたしました。

交渉の成果は、最終的に世界貿易機関を設立する協定として取りまとめられ、現在、各国とも同協定の1月1日の発効を目指して鋭意国内手続を進めております。我が国といたしましても、同協定の締結につきまして国会の御承認を得た上で年内の締結を目指す所存であります。

ウルグアイ・ラウンド交渉の子細につきましては、同協定の締結について国会の御承認をいただきます際に国会の御審議を通じて御報告してまいりたいと考えておりますが、交渉の結果が我が国の国民生活全体に及ぼす影響は他の外交交渉に類を見ないものであると考えられますので、交渉の概要及び意義につきまして一言申し述べさせていただきたく存じます。

ウルグアイ・ラウンド交渉は、鉦工業品の関税引き下げのみならず、今までガット体制のもとで必ずしも十分な貿易ルールがなかった農業、あるいは新たな貿易ルールを定めるべき分野である特許権や商標権などの知的所有権、貿易に関連する投資についての政府の措置、さらには金融、運輸などのサービス貿易分野を含む交渉でありました。

最終的には125の国や地域が参加して、7年以上にわたって交渉を行ったかつてない包括的かつ歴史的な一大事業であったと申し上げることができます。

この交渉が成功裏に終結しましたことは、各国がそれぞれの抱える困難を乗り越え、多角的自由貿易体制を維持し、さらに強化することについての強い意思を示したものであり、国際経済秩序に対する信頼を確保する上で極めて重要なことであったと信じます。

我々は、1930年代の保護主義の台頭が世界貿易、そして世界経済の低迷を招いた苦い経験を持っております。このような経験に照らせば、今回の交渉の成否が今後の世界の自由貿易体制、ひいては世界経済の拡大と活性化にとりいか

に重要な意味を持つものであったかは明らかであります。

政府は、貿易立国である我が国にとって世界経済の拡大と繁栄なくして我が国経済の繁栄もないという信念のもとに、歴代政権の努力の積み重ねを踏まえ、ウルグアイ・ラウンド交渉を成功に導くため、一貫して強い意思を持って交渉に臨んでまいりました。私自身、ウルグアイ・ラウンド交渉開始以来7年間にわたって、米、ECを初め多くの国、地域の人々と折衝し、我が国の主張について理解を訴えるべく最大限の努力を行ってきたところであります。

我が国は、農業交渉では米などの困難な問題を抱えておりましたが、将来にわたる国益を考えて厳しい決断を行い、調整案を受け入れることといたしました。これはウルグアイ・ラウンド交渉の成功のために、我が国の国際的責務であるとの観点から、まさに断腸の思いで行ったものであります。また、鉱工業品の関税引き下げ、サービス、貿易関連投資措置等の分野では終始積極的な交渉姿勢を示し、多大の成果を得ることができました。

ガット事務局による分析によりますと、ウルグアイ・ラウンド交渉による市場アクセスの改善がもたらす経済的利益は、世界全体で2005年の時点で約2,350億ドルに達すると見積もられております。

交渉の妥結によって我が国が受ける利益を具体的に挙げれば、鉱工業品の市場アクセスに関しては、例えば我が国や米国、欧州連合も含め先進国間で関税率が約4割引き下げられることとなり、我が国はこのような関税引き下げの利益を受けることができます。

農業に関しては、世界の農産物貿易を大きく攪乱していた輸出補助金が総予算額及び数量ベースの双方で削減されることにより、農産物貿易の安定化が図られることとなります。

また、サービス、知的所有権、貿易関連投資措置等、従来、貿易に関するルールが設けられていなかった分野に初めて国際的かつ包括的なルールが設けられ貿易の自由化が進められるので、貿易立国である我が国としては、特に途上国を含む世界の国々がこれらのルールを尊重し、今後、次第に自由化を図っていくことにより大きな利益を受けることとなります。

さらに、紛争解決手続についても、手続が強化されることにより一方的な措置の発動を抑止する効果があり、貿易環境が安定的なものになるとの利点があ

ります。

私は、この機会に、政府が交渉をまとめるため尽力するに当たり、国の各方面より得た御理解と御協力に改めて深く感謝を申し上げます。

今後の課題として、各国とも世界貿易機関設立協定が発効するまでの間、ウルグアイ・ラウンド交渉の成果を損なうような措置をとらないようにするとともに、同協定が発効した後は、交渉の結果でき上がった国際的ルールを遵守、活用する必要があります。

また、我が国としては、新しいルールに順応していくために多くの国内努力をしていかなければなりません。特に、農業につきましては、我が国農業の将来展望を切り開いていくために政府としての万全の施策を講じていく所存であります。また、国内経済面における規制緩和を一層促進し、日本経済の一層の活性化を実現していく必要があると考えており、今後とも皆様の一層の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

以上であります。

○平成6年6月10日（金）

**【衆議院議員選挙区画定審議会の
「区割り案の作成方針」に関する報告】**

衆議院議員選挙区画定審議会が取りまとめた「区割り案の作成方針」について御報告いたします。

先般成立いたしました政治改革関連法においては、衆議院議員の選挙に小選挙区比例代表並立制を導入することとし、小選挙区の区割りについては、これを厳正、公正なものとするために、いわゆる第三者機関にその画定案の作成をゆだねることとして、衆議院議員選挙区画定審議会を総理府に設置することとしております。

政府といたしましては、衆参両院の御同意をいただいた上で、去る4月11日、7人の委員の任命を行ったところでありますが、同審議会では、以後審議を進められ、去る6月2日、「区割り案の作成方針」を取りまとめられたところであります。

審議会の運営、審議は、委員の合議に基づき行われているものでありますが、

その庶務は自治省において処理することとされておりますので、当職から「区割り案の作成方針」について御報告申し上げるものであります。

以下、その全文を申し上げます。

区割り案の作成方針

1. 区割り基準

(1) 各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とする。

(イ) 各選挙区の人口は、全国の議員一人当たり人口の3分の2から3分の4までとし、全国の議員一人当たり人口の3分の4を上回る選挙区は設けないものとし、全国の議員一人当たり人口の3分の2を下回る選挙区はできるだけ設けないものとする。

(ロ) 各選挙区の人口は、当該都道府県の議員一人当たり人口の3分の2から3分の4までとする。

(ハ) 都道府県の議員一人当たり人口が全国の議員一人当たり人口の3分の2を下回る都道府県にあっては、各選挙区の人口をできるだけ均等にするものとする。

(2) 市（指定都市にあっては行政区）区町村の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、市区の区域は分割するものとする。

(イ) 市区の人口が全国の議員一人当たり人口の3分の4を超える場合

(ロ) 市区の人口が当該都道府県の議員一人当たり人口の3分の4を超える場合

(ハ) 当該都道府県の人口最大の市の区域をもって単独の選挙区としたときに全国の議員一人当たり人口の3分の2を下回る選挙区が生じる場合

(ニ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(3) 郡（北海道にあっては支庁）の区域は、分割しないことを原則とする。

ただし、次の場合には、郡の区域は分割することができるものとする。

(イ) (1) に沿った選挙区を設けるために必要な場合

(ロ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合

(ハ) 郡の区域が現に他の郡市により分断されている場合又は郡の区域に
離島を含む場合

(4) 選挙区は、飛地にしないものとする。

(5) 地勢、交通、歴史的沿革その他の自然的社会的条件を総合的に考慮する
ものとする。

2. 作業手順

(1) 都道府県の区域を地域区分するに当たっては、現行の衆議院議員の選挙
区の区域を手がかりとする。

この場合において、現行選挙区の区域又は2以上の現行選挙区の区域を
あわせた区域に2以上の選挙区を設けるときは、その区域の地理上の周辺
部から、順次、当該区域の議員一人当たり人口を目途とし、かつ、1. 区
割り基準に適合するように、選挙区を設けていくものとする。

(2) 作業の結果得られた区割り案が合理的かつ整合性のとれたものになって
いるかどうかの総合的な検討を行うものとする。

以上をもちまして御報告を終わります。